

鈴木重胤
の地赴を越篠の櫛檜學戸
等思にく經後胤入積倉者幕
江敬てを姓と末胤
其秋莊幕後號柱の
本親戸想神十久化著書詞にを尊の田内ひ平淡す州神
三九著書詞にを尊の田内ひ平淡す州神
年は紀講在弘皇台に等田路。又道江

存する伊勢坐天照大神の大前に白す所の辭別の文や、六月十二月の晦日に用ゐる大祓詞などは、今も尙世人の深い注意を惹くところである。此の祝詞式に見える祝詞は續日本紀に傳へる宣命と共に、我が上代の祭祀や敬神觀念は勿論、我が固有の國體觀念・生活意識等を示す貴重な文獻であり、又後世永く祝詞の軌範として尊重せられるものである。近世に至つて其の研究が進み、國學の泰斗賀茂眞淵の「祝詞考」、鈴木重胤の「祝詞講義」等の大著が相次いで世に出てゐる。

大祭に際しては、神宮には皇大神宮並に豐受大神宮に五色縑白絹錦木綿麻の御幣物等が奉納せられるのであるが、官國幣社及び指定せられた府縣鄉村社に於ける例祭及び祈年新嘗の兩大祭には、一定の神饌幣帛料が供進せられるのである。護國神社も亦府縣社に準じて行はれる例である。官國幣社の場合に在つては五

幣帛(みてぐら)と玉串

色縑木綿麻等の幣帛を供進せられる場合の品目も一定してゐる。幣帛は神祇に奉獻する物の惣稱で、國語にみてぐらといひ、安幣帛の足幣帛とも、宇豆の幣帛或は大幣帛とも稱へ申してゐる。みてぐらとは蓋し充座の義で、物を据ゑ置くべき机案に充たして十分に供へ上るところから發生した語と思はれる。それ故、千座の置きに置き足らはして、などといふ語も存する。従つて御饌・御酒・魚鳥・野菜・布帛兵器等も、凡べて神前に供へ奉るものは皆幣帛であるが、後世、一般に幣帛は布帛を指し、飲食に屬するものは専ら神饌と稱することとなるのである。

神前に供へるものに玉串と稱するものがある。神明に敬意を表するため、古へから行はれた一種の幣帛で、櫛の枝に木綿又は絹を著け、後世は専ら紙の垂を著けて神前に奉奠するものである。神に上るもの故、特に太玉串とも申した。上古、眞櫛に鏡と玉と、又

白幣帛、青幣帛や劍などを取懸けて神に上り、或は神を迎へた太玉串の遺風とも見られる。たまぐしといふ語は、一般に宣長の古事記傳の説に従つて手向串の約つたものであらうと云はれてゐるが、又、玉を著けた串の意であらうとの説もある。萬葉集には竹玉を多く貫垂れたと思はれる歌が見える。玉串はまた玉籜とも書き、其の奉奠は神祇祭祀上、重要な一作法となつてゐる。

神社の祭祀に奉仕する神官神職の服制に關しては、大正二年三月、内務省訓令を以て、其服装規則が發布せられ、其の服装を分つて正装・禮装・常装の三種とした。正装といふのは衣冠を着用するもので、天皇・三后・皇太子・皇太孫の御参拜あらせらるゝ時と大祭の時に之を用ひ、禮装は齋服を著用するもので、中祭の場合に之を用ゐる、常装は狩衣又は淨衣を着用するもので、小祭・日拜等に之を用ゐるのである。之が祭祀の場合に於ける神官神職の服装に關する



者拜參の日一月毎るけ於に宮神田熱

原則である。

神を齋き祀り、神を敬ひ拜むことは、日本國民の尊長を崇め、靈威を畏む至誠の表現であり、日本古來の自然なる風習であるが、皇室の御敬神は、申すも畏く、殊に明治以來、至尊親しく玉歩を社頭に運ばせ給ふことは、年ごとに繁く、國民の齊しく感激し奉るところである。國民の神社參拜も亦實に淳風美俗の粹であつて、中世以來、參拜作法に關する傳授の重んぜられてゐるもの、一つは其の至誠を表明し、其の祈誓を貫徹しようとする熱意の然らしめた所である。

神社の參拜は日本國民の眞心の欲求であり、正しい國民生活の

神社の設備

自然の姿である。それは實に我が國體と日本精神とに對する神社と國民との關係から來る當然の在り方であつて、我が國民としては、神社參拜を意義あらしめ、又此の美風を益々助長すべく、其の心がまへを愈々深くしなくてはならない。

神社に參拜するには、先づ其の心を清くし直くすることを怠つてはならない。社頭即ち神の廣前に參るに當つて、最初に神域若しくは境内に入る。境内の入口には大抵鳥居が聳えてゐる。そこから參道になつてゐる。神社によつては可なりに高い石磴を登る所もある。參道の兩側に或は松並木の高く聳える所もあり、若しくは社側林の樹々の緑の色深い所もある。鳥居が程よく距離を置いて、一の鳥居・二の鳥居・三の鳥居と續く神社もあり、又社頭に追々近く石燈籠の立並ぶ所や、拜殿間近く唐獅子や狛犬の据ゑてある所もある。參道から境内のいよいよ神聖な區域に入るあ



居鳥ノ一・社神彥彌〔右〕
橋神・社神山荒二光日〔左〕

たり、樓門や廻廊の構へられた神社もある。其のあたりに大抵、社務所が設けてある。樓門近く手水舎や祓所や神樂殿や額殿などの建てられてゐる神社もある。更にそのやうな神社の拜殿、中門、幣殿、本殿と奥深くなるにつれて、程よき距離に神饌所、玉垣などが設けられてゐる。拜殿や本殿即ち神殿などには釣燈籠や狛犬の飾られてあるものが多く、社殿の屋上には數本の鰐木が横はり、其の棟の兩端には搏風(千木)が交叉されて奥床しい神々しさを添へてゐる。かやうな殿舎の構造を遠い古へから、底づ磐根に

東社
外に在る社の
境内に在る社の
と内現合^{ハシマツル}にがのの小
稱社行^{ハシマツル}も座^{ハシマツル}が境社神
す^{ハシマツル}法^{ハシマツル}も常^{ハシマツル}内^{ハシマツル}で社
境規^{ハシマツル}あす地^{ハシマツル}に附^{ハシマツル}



〔右〕嚴島神社境内の石燈籠
〔下〕八坂神社の國寶狛犬

宮柱太しり立て、高天原に千木高知りて造り仕へ奉るといふやうに申してゐるのである。誠に意義深い自然の表現と云はねばならぬ。本殿を中心として、其の周囲や、或は適當な場所に攝社や本社の鎮座してゐるものもある。攝社は其の本社に對して由緒の深いもの、或は其の本社の祭神と特殊の關係ある神を祀つた神社であつて、末社と共に、或は境外に在る場合もある。前者は境内神社であり、後者は境外神社である。神社の境内を取囲む社背林は實に神さびた自然的設備であつて、地方に在つ

ては鎮守の森として、一種の日本的特殊性を表現してゐる。境外には種々の施設が行はれてゐる中に、近來、運動競技場の設備せられるものが漸次其の數を増してゐる。

手を洗ひ口を滌ぎ、或は祓を受け心身を清め、社頭に拜禮して拍手の音に自ら報賽感謝の念を高め、祈願誓盟の心も深く籠められ、或はたゞ敬虔の一念に我が頭を下げるのである。さやうの辱なさの至情がお初穂即ちお賽錢として上げられ、又神符、神札を頂く昔ながらの習俗となつてゐるのである。

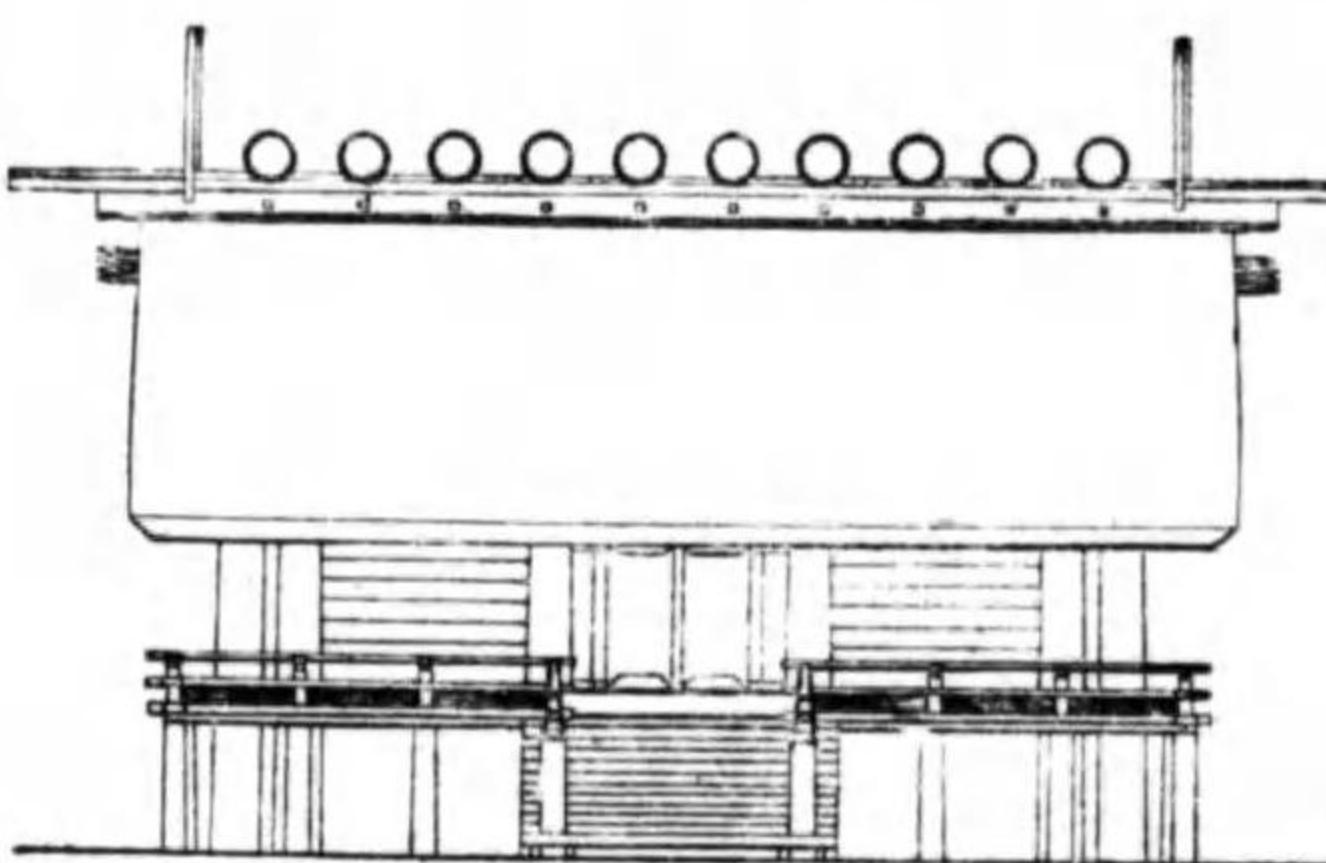
明治神宮の御造営について、其の建築の設計並に監督を擔任せられた工學博士伊東忠太氏の「神社建築に現れたる日本精神」を開いてみると、ドイツの建築家シユミットが、其のお建物を拜観した後、特に深くあの鳥居に感激し、斯ばかり單純清楚で、而も何となく氣高くて明るいあの姿には外國人でさへも自ら頭が下るものがあ

ある。鳥居は正に日本國家を代表するものだと語つたと云ふことが見えてゐる。神社を奥にして、蒼い樹木の間に聳え立つ鳥居はやまと心の一表現として、神々しくも、又ゆかしい建築である。此の鳥居を神門とした神社全體の構造も、その本殿を中心とした一々の建築も、日本精神を基調として、神々を千木高く齋き奉る神殿として誠に相應はしい日本の表現である。

鳥居には神明鳥居・鹿島鳥居・春日鳥居・明神鳥居・八幡鳥居・稻荷鳥居・四脚鳥居(兩部鳥居)・また簾指鳥居ともいふ。山王鳥居・三輪鳥居等種々の形式がある。それらは大抵、其の神社の社殿の形式と相應して建てられるものであつて、自然由緒の舊い大社には一社特有の形式を存するものがある。社頭や参道に左右相對して立つ燈籠も亦、神域に雅致を添へるものであつて、其の傳來も古く、其の種類も多いが、春日燈籠は最も普通の形式である。鳥居に木材や石

材が用ゐられるやうに、燈籠にも石燈籠・金燈籠・木燈籠等の數種がある。而して奈良の春日神社や、安藝の嚴島神社や、日光の東照宮などの燈籠のやうに、殊に人目を惹くものもある。鳥居や燈籠は神域に氣高く明るい風趣を添へるものであるが、其の神域の中心たる社殿にも亦、大社造・神明造・大鳥造・住吉造・流造・春日造・八幡造・日吉造(聖帝造)及び權現造等種々なる形式が發達して、よく神明の御稜威を發揚し奉つてゐると同時に、又自ら我が國體の精華を表現し、日本精神の特質を具體化してゐるものがある。

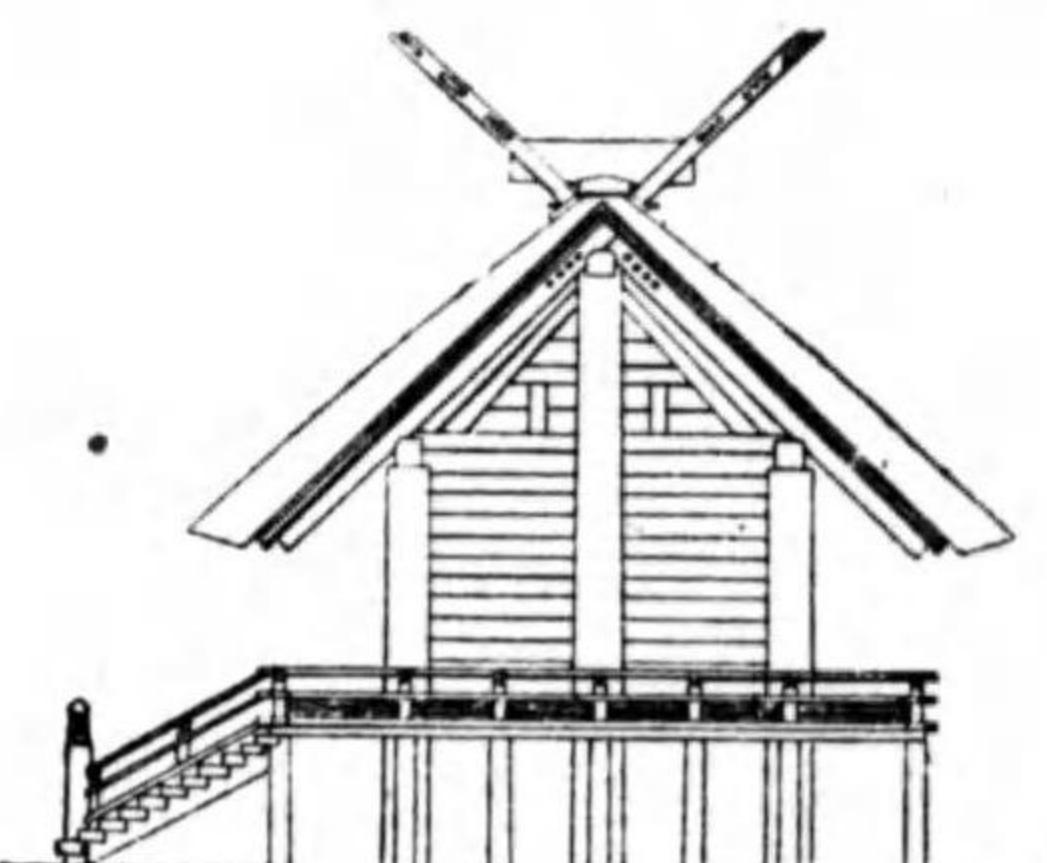
(一) 式様の殿本



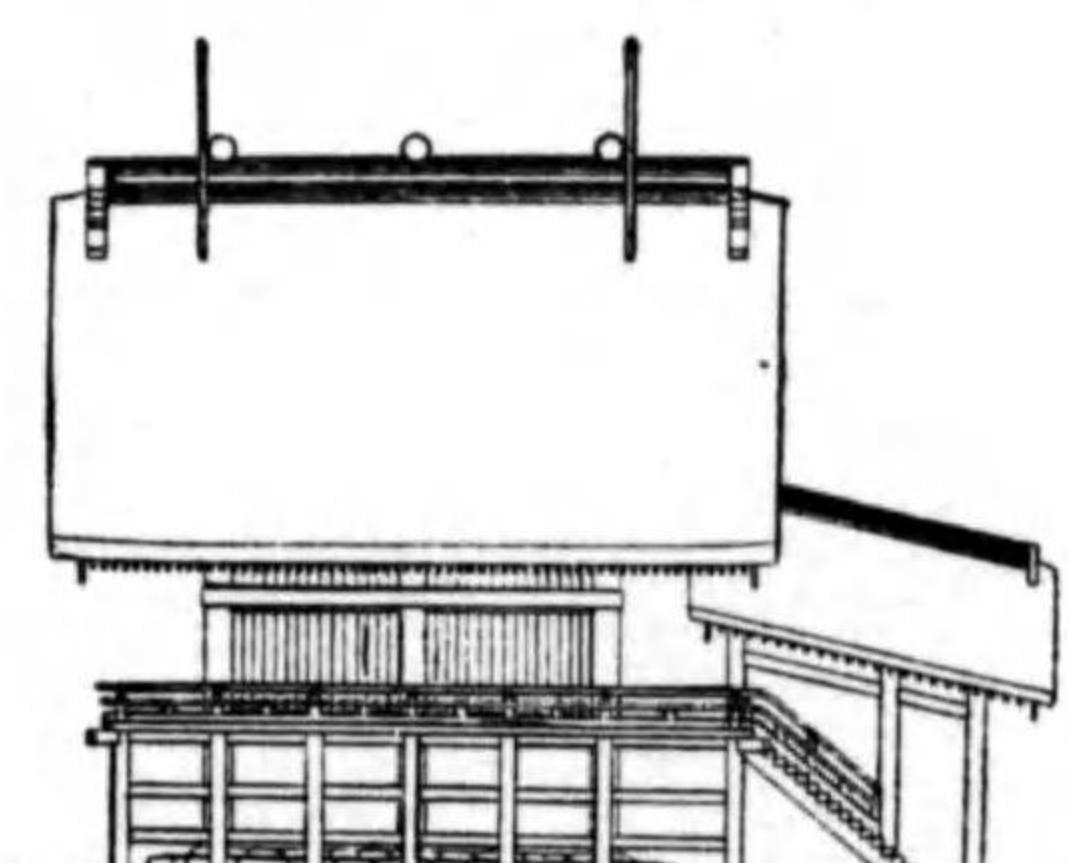
面正造明神一唯



面正殿本・社大雲出



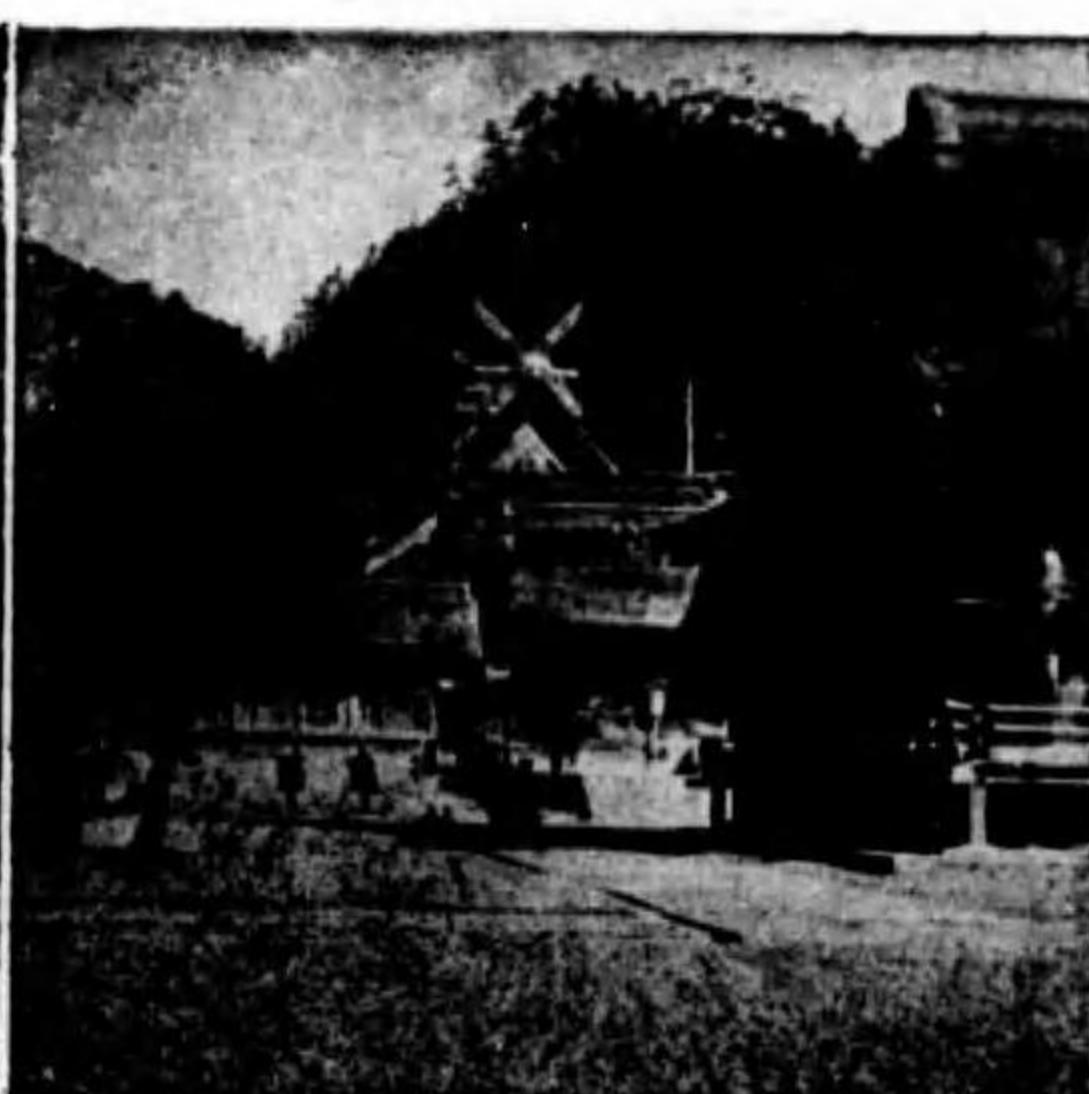
面側造明神一唯



面側殿本・社大雲出

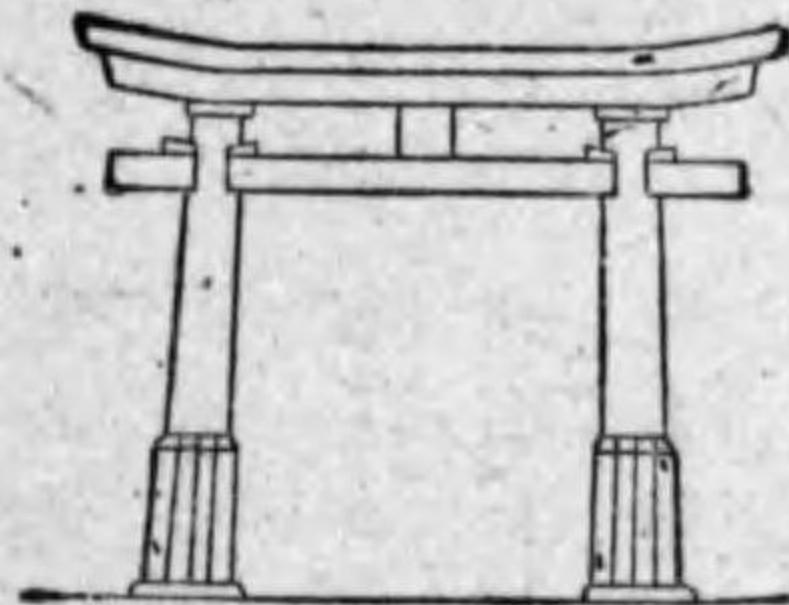


宮神大皇

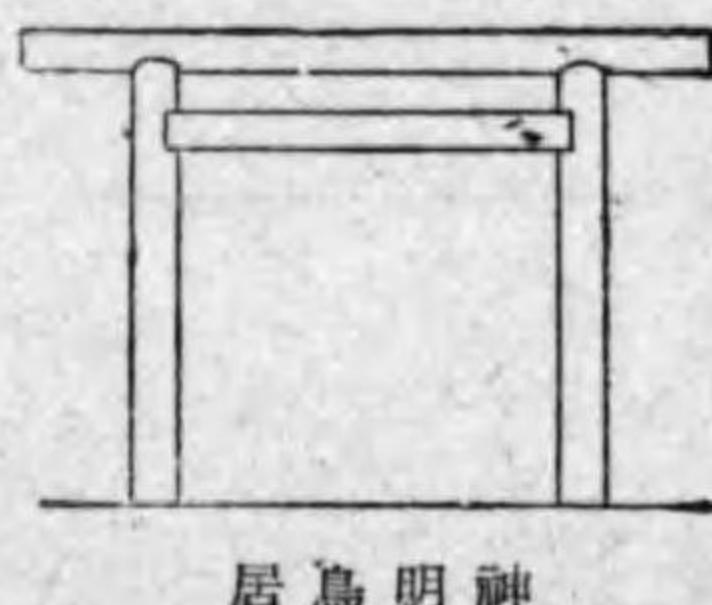


社大雲出

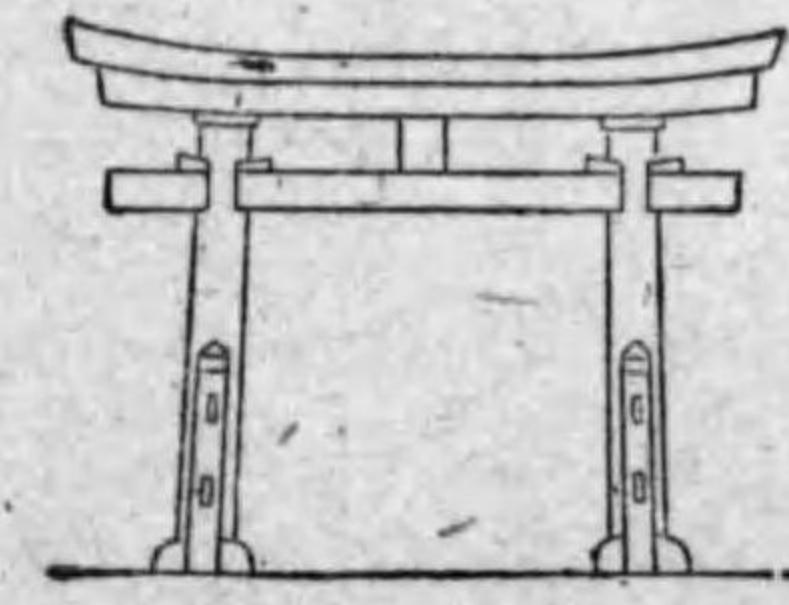
式様の居鳥



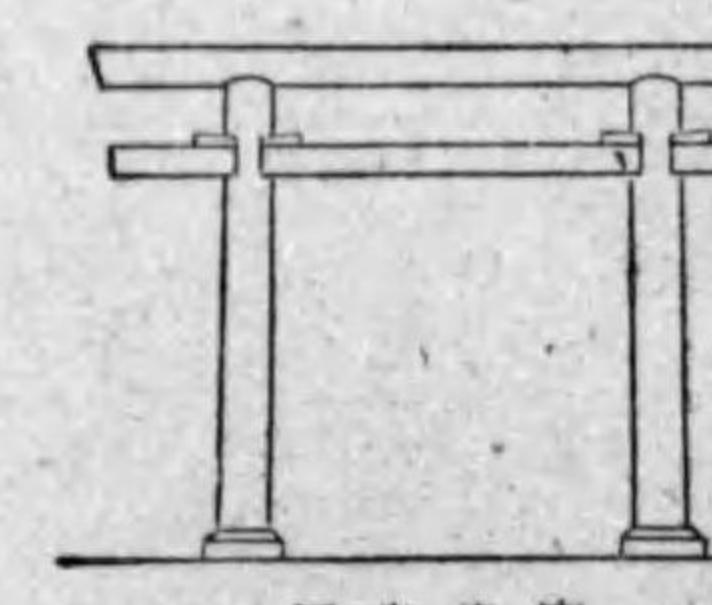
居鳥荷稻



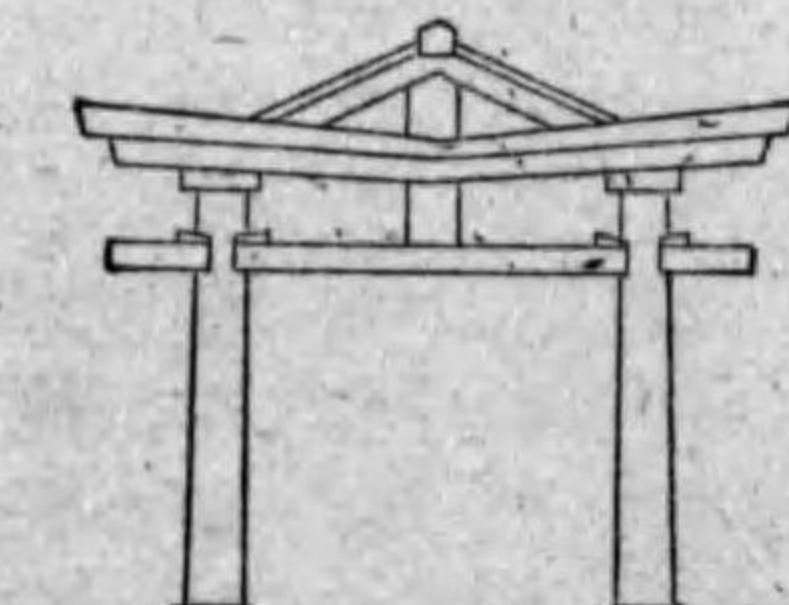
居鳥明神



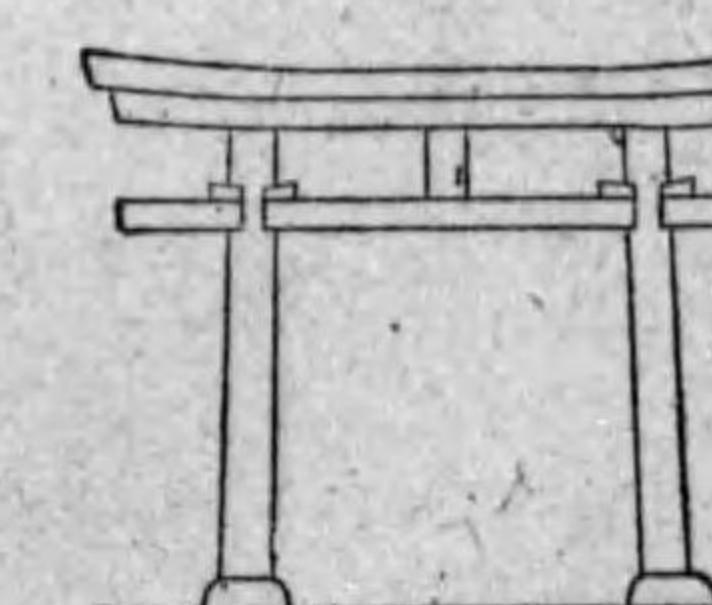
居鳥脚四



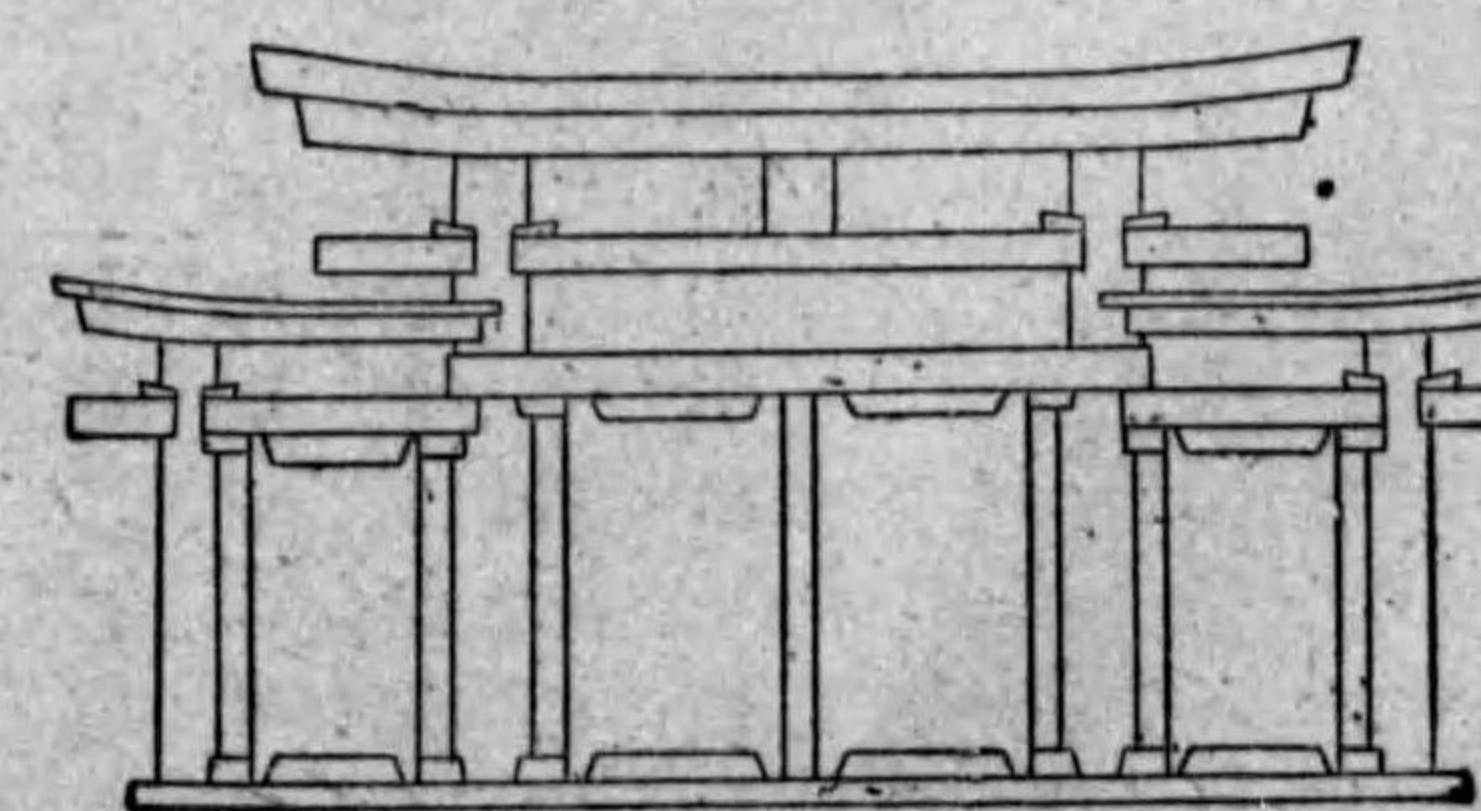
居鳥島鹿



居鳥王山



居鳥神明



居鳥輪三

(三) 式様の殿本



殿本・社神吉日



面正殿本・社神吉日



殿本・社神坂八



殿本・社神鳥大



殿本・社神幡八崎大

殿本・社神津備吉

(二) 式様の殿本



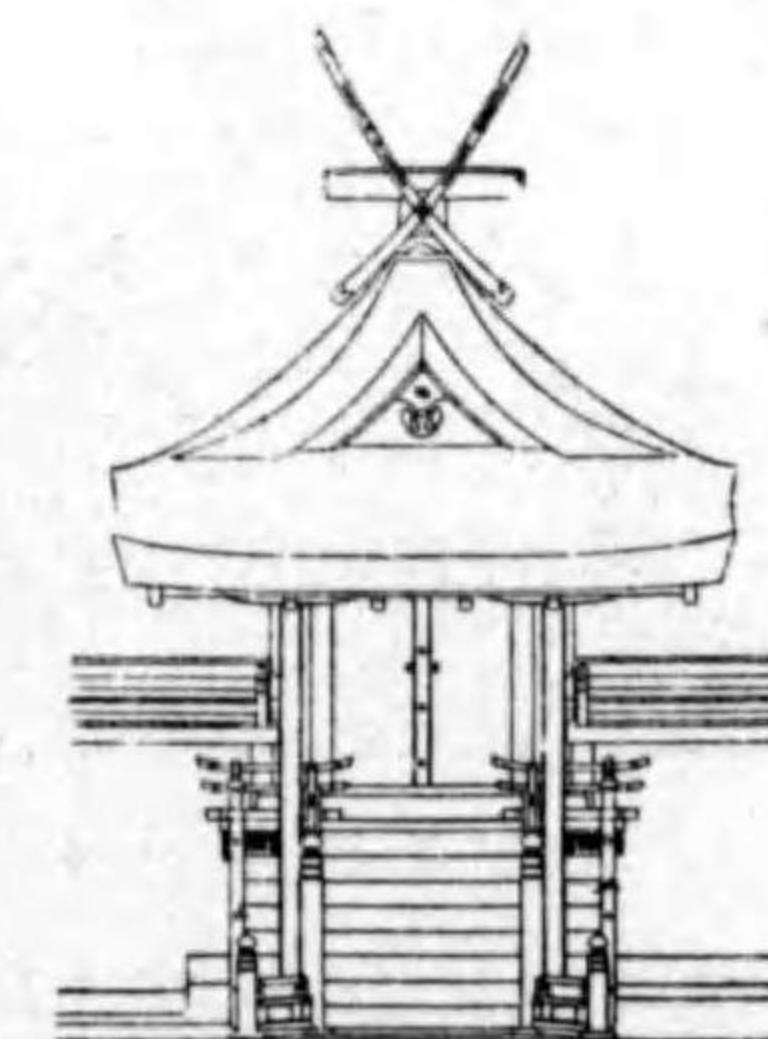
殿本・社神吉住



面正殿本・社神吉住



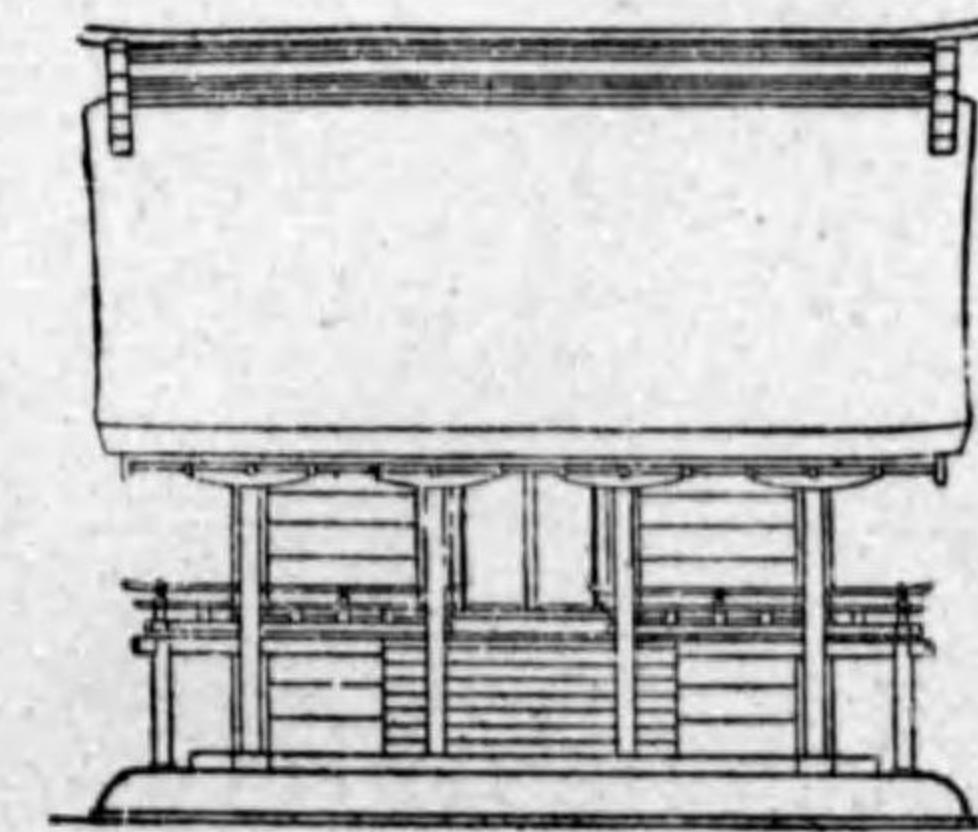
殿本・社神日春



面正殿本・社神日春



殿本・社神祖御茂賀



面正殿本・社神祖御茂賀

神社崇敬の地 方性

第七章 神社と郷土

我が國の神社は、國家の宗祀として、國家的の性質を其の基礎としてゐると同時に、各地方々々に對しては、鎮守の社として其の生活全體に對する守護的關係を保ち、產土の神として其の土地の人と文化とに對する郷土的意義を發揮し、又氏神・氏子といふ關係に於いて家族的性質を育成してゐる。此の氏神・產土・鎮守の社としての性質は、素より互に共通性を有してゐるのであるが、其等多様の意義をもつて、神社と郷土といふ密接の關係を形成しつゝ、その性質を内容として、其のまゝ國家的性格を維持し發揚してゐるところに、我が國の神社の複雜にして而も單純化した特殊性が存するのである。

神を祭つて其の神威を稱へ、或は其の神徳を仰ぎ、又其の神恩を・



氏神、氏子

祈^き請^{せい}し感謝し奉ることは、極めて遠く古い時からの我が國上下の風習であり禮儀であつて、天神地祇を神社に奉齋^{ほうさい}することは、既に述べたやうに、國內各地方に於いて、可なり古い現象として認められる事實である。而して朝廷に於いて、各地に於ける有力な大社を特に崇敬せられたことも、其の由來の頗る遠いことが、古典によつて之を推測することも出来るのである。其の神を奉齋^{ほうさい}する一定の形成が神の社若しくは神の宮として發達するまでには、或はひもろぎ^(神籬)と稱し、或はかむなび^(神南備)と申して、神々しい森林や岩石や乃至神聖な境域景觀^(きやくけいがく)を、神の天降^{あらわ}ます處、又常に神の在します場所として尊ばれたことと思はれる。

斯くて年々の春秋に、或は臨時の場合に、親しい關係に在る一地方の人々が相集まつて、其の常に尊信するところの神を齋^{らい}き祀^{さつ}り、或は一族の氏人たちが多く集ひ来て、其の祖神に奉仕したのである。

從つて一定の集團生活が各地に發達し、又氏族制度^{しちぞくせいど}がよく其の機能^{のうのう}を發揮した我が上代に在つては、多くの氏族^{しちぞく}が大氏小氏相率^{ひき}んで其の祖先の神々に奉仕し、各地々々の人々が其の生活の展開に伴なつて、相協同して其の地方の神を齋^{らい}き祭^{まつ}つて、そこに祖先と子孫との關係に基づく氏の神とか氏人といふ氏神氏子^{うぢがみうぢこ}の意識とは別に、土地や職業や親密さなどの關係から自然に養はれた氏神氏子といふ信仰が發生したのである。それと同時に、我が皇室の大御稜威^{おほみい}の下に、各地方の開拓者や一般の國民は、其の濃やかな家族的氣分^{がくせきつけふん}と豊かな包容性^{はようせい}と、廣く天神地祇を尊信する思想とからして、到る處に、其の土地々々に鎮座^{ちんざつ}する神を崇め、又多くの人々と能く心を合せて、其の生活の守護を仰ぐべく、或る特殊の神々に奉仕する傾向に富んでゐるために、全國自然に氏神氏子の觀念を基調として、神社と郷土との關係を見出すこととなつたのである。

之れ一は日本國民が豊富な郷土觀念を有し、家族的意識に裕かであると同時に、實に此の尊嚴と親愛とに溢る、皇室と神宮とを戴いてゐる結果である。

神社の思想的本質が日本民族の傳統的信念並に情操に存することは、既に最初に述べたところである。而して此の神社の創立と發達とが國家的であり郷土的であることも亦、逐次説いて來たところである。斯やうな由來と特性とを有する神社には自ら種種の特質が形成されてゐる。今その最も顯著な特質を六つ挙げて聊か説明を加へてみたいと思ふ。

第一に神社は日本國民の道德的觀念を基礎として立つてゐる。祭祀は禮の最も大なるもので、敬神は心の最も純なるものである。我が國の敬神は皇室を中心とし國家を根本としてゐる。此の敬神觀念を根柢として、國民心を一にし、郷土力を協せて神を祭り神

神社の特質

に仕へる所に、神社の本義が存する。神社は日本國民の敬神尊皇敬神愛國・敬神崇祖・敬神愛鄉・敬神明倫の上に宮柱太く千木高く鎮座してゐる。而して我が國に在つては、私を去り、公に奉ずるところの心を以て、天皇に心服ひまつり、神祇に仕へまつり、國家に従ひ親に孝ひ、長上に順ふところに道德の根本がある。神社は此の奉仕的精神即ちまつりの心、さむらふ心から創立せられ、又此のやうな心を養ひ育みつゝ鎮りましてゐるのである。

第二に神社は日本民族の宗教的信仰の對象である。稜威速振る神のみいづ(神威)を畏み、靈幸(神德)を辱なみ、ひたすらに皇國の神を神として崇め、皇國の爲に神とならうと誓うて、常に祖先以來の敬神觀念を受けついで、神と共に、皇室を始め奉り、國家と郷土と家族のために勤しむ心のまにまに、額き拜むところに、日本民族の敬神觀念の對象としての神社が存在する。そ

れは決して個人的な、若しくは特殊的な信仰から形成された宗教ではない。それは全く日本國民が祖先以來、其の自然な宗教的情操から、畏き極みの天皇の大御稜威を仰ぎ、輝かしい神代の傳へ事に自ら其の精神生活の安定を得て、藝術的な而も經濟的な生活意識を道德的信念と宗教的信仰とのうちに織込んで、上は伊勢に坐す神宮より、下は自分たちの生れ故郷に鎮座する氏神までの日本の神、日本の神社を思うて、其の心の底の力に明るく生きてゐるのである。此の明るく生きてゐる力が時としては強く進み、時としては大きく動くのである。之れ實に日本民族の敬神觀念であつて、其の宗教的な情操が實に神社の内面的な力としての信仰である。

第三に神社は日本民族の生活意識の表現である。河野省三著「神社崇敬の大義」には、此の神社の特質を説明し、元來日本人は陽氣

な國民で、生産と職業を重んじ、活動と繁榮を貴ぶ民族である。而して又一面に清潔と淡泊とを愛し、他面には神々しさと奥ゆかしさとを好む所の國民性を持つてゐる。神社はさういふ生活意識が之を創造し、又さういふ生活意識がその神社に依つて培養されてゐるのである。「清素な社殿でも、快活な神樂でも、五穀の豊熟や家内の安全を祈る祭祀でも、鎮守の森から郷土に響き渡る太鼓の音でも、氏神を中心として行はれる宮参り、相撲、獅子舞でも、一して日本民族の生活意識の表現でないものは無い。換言すれば、神社は日本心の姿である」と述べてある。郷土を愛し、家庭を楽しみ、國家生活を重んずる日本國民祖先以來の心もちが、其のまゝ神社の姿となり、その祭祀となり、その祝詞となつてゐる。そこに神道精神の深い源泉が存する。我が國體の歴史的發達に伴なつて生じた生活意識としての特性即ち所謂國ぶりの一方面として、日本

國民の眞面目とお蔭様と、負けじ魂といふ氣分が發達したのも、此の神社の存在と其の祭祀上の風習と、又其の敬神思想の訓練とに負ふところが多いのである。

第四に神社は日本民族の郷土觀念の中心である。此の點は我が國の神社に於ける極めて著しく發達した特質であつて、鎮守の森とか氏神様とか、また產土の社とかいふ特別な郷土的、自治體的性格が根深く發達した所以は全くこゝに存するのである。こゝに再び前述した「神社崇敬の大義」から、此の點の説明を引用して、更に神社の郷土性を明かにしたいと思ふ。

神社は我々の郷土即ち產土に鎮座するうぶすな様である。我を氏子として立つてゐる氏神である。部落の心を纏めてゐるお宮である。村の生産と平和と幸福とを守護して、生く里の賑ふ郷と頼みまつる希望の輝く所である。子供連も若い衆も、

その社頭から少年團となり青年團となつたのである。子が生れても、男女が結婚しても、壯丁が入營しても、兵士が凱旋しても、商賣が繁昌しても、他郷に出稼しても、或は郷土藝術でも、スポーツでも、土地の傳説でも、役場の建設でも、或は瓜が出來ても、俳句の會が開けても、國家の慶事があつても、日本人の心は必ず氏神様を想ひ起し、其の郷土觀念は直に鎮守様に結びつけられる。此の神社を中心とした郷土觀念こそ、實に我が獨特の自治體觀念である。

第五に神社は歴史と慣習とを尊重する。畏くも明治天皇の御製に、神社と題して、

いにしへの姿のまゝにあらためぬ神のやしろぞたふとかりけると詠じ給へる一首を拜する。神社の建築は最も深くその傳統を

重んじてゐる。ひとり社殿の建築のみならず、其の祭祀の慣例、創立の由緒等、種々の點について先例舊慣、即ち歴史を重視し、又その神社と關係を有する各般の神事習俗に亘つて、出來うる限り慣習若しくは傳統を傷けぬやうに心してゐる。此のことはひとり其の神社に限らず、國家の上についても、又その鎮座する地方に對しても、凡て歴史と慣習とを尊重する立場に在るのであつて、神社の存在はやがて日本の傳統に對する鎮である。

第六に神社は日本國家の政治と密接の關係を有してゐる。以上述べたやうな種々の性質に基づいて、神社は自ら我が國の行政乃至制度と密接の關係を有して發達して來たのである。我が國の政治が神事を第一とし、神祇官が八省百官の上首に置かれ、大日本史神祇志に凡百の制度が皆神祇祭祀に淵源することを力説してゐる所以も亦こゝに在る。神社乃至神道を以て道德的、宗教的、

政治的基礎の上に立ち、其等の動きと共に其の發達を考察すべきものであるとする主張の存するのも、やはり此のやうな事實に因るのである。それ故、神社の政治的、國法的、行政的性質の一面につて、神社乃至神道の歴史に倫理的、宗教的、哲學的な考察を要する思想的發達の方面と相並んで、神社制度史・神社建築史・祭祀禮典史といふやうな形式的方面と、兩者に跨るところの神祇史・神社文化史若しくは神道史・神道文化史と云ふやうな特殊の史學が成立してゐるのである。

斯かる特質を有する神社が、我が國民の國體觀念を培養し、愛國心、愛郷心の搖籃となり道場となる事は、固より詳説するまでもない。神社は其の精神的本質の上から考へても、又その地方的發達の諸點から見ても、祖先の靈の宿る所であり、祖先以來の力の籠る所である。隨つて地方風教の源泉となり、郷土繁榮の中心となつ

戊申詔書
（戊申治四月三日）
我が國立んの儀發十一
示べき力場じに、給こと發充據世統、月一
を揚實つ界を我十年明

我が國の郷土
意識

てゐる。明治の末に、地方の産業を開発し、古來の淳風美俗を發揚して、國民道德の涵養と國家實力の充實とを圖り、以て戊申詔書の聖旨に副ひ奉るべく、官民共に神社中心主義を強調したことも、昭和の大御代の初に、議員選舉の公正を期し、國民の協同一致の美風を篤うして、憲政の發達と大和の精神の宣揚とに資すべく、神社の崇敬、神前の誓約を獎勵したことも、誠に意義深いことと云はねばならぬ。

抑も郷土といふ意識は單なる地方と云ふ觀念と異なり、生れた土地、永く住み慣れた土地、祖先の地、墳墓の地、親しい周囲の人々と懐かしい思ひ出の自然とを有する土地、口碑傳説を有する床しい土地、傳統の文化を有する地、さういふ情緒によつて形成された所謂ふるさとであり、故郷であるが、其の基礎に產土といふ信仰的な情味を有し、其の中心に氏神様若しくは鎮守の森といふ生活意識

の魂を有する我が國の郷土觀念は、更に國家的に展開して、肇國以來、皇室に奉仕し、祖先以來、神宮を尊崇してゐる神國日本の意識と結合して、誠に他國に比類の無い生活地盤を築いてゐるのである。皇國の道に立脚した國民の教育が、よく我が國體の精華と照し合せて、神社を中心とし、敬神を根柢とした教化を施し、訓練を與へるならば、必ずや萬邦無比なる地方公共團體を發達させ、極めて意義深い郷土觀念を培養して、又自ら神社の本義を發揮するであらう。それが爲には先づ、其の心を明るくし、其の意を清くして、敬神の實に適ふやう、常に明治天皇の御製を拜誦して、其の胸中に誠の光を見出さねばならない。

明治天皇御製

目に見えぬ神にむかひてはぢざるは人の心のまことな
りけり

めにみえぬかみの心に通ふこそひとの心のまことなり
けれ
鬼神もなかするものは世の中の人のこころのまことな
りけり

八、神社と氏子

第八章 神社と氏子

産土の神と氏
神の社

親の後あとが子に依つて永く續いて行くやうに、氏神おやしんの社の最も深い基礎は其の氏子の心のうちに在る。日本に於ける全國到る處の神社は、古來、氏神おやしんと氏子おやこといふ關係に於いて永く榮えて來た。神社の其の土地、其の地方に對する位置は、鎮守ちんじゆの神若しくは產土うぶの社としての關係も濃やかであるに拘はらず、中世後半期以降は専ら氏神氏子といふ因縁いんねん深い言葉によつて郷土に於ける神社の性質が自らに理解されるやうになつて來てゐるのである。

日本國民が不思議にも其の郷土の神社を氏神と仰ぎ、其の土地の自分たちを氏子と稱するやうになつたのは、主として日本民族の家族的、血緣的の生活氣分に基づいてゐるのであつて、それに國家の家族的性格と國民の農業生活とに依る自然の影響に負ふと

五だすき
附記の卷、朝鮮篤胤
爲神道解説の學年概年譜の復し拜が
神國を毎年歲年富幽冥心す。
山城國向日神社の祠官、鷲神舍と號す。
八〇三に力た神を祀り、信仰と久花書を氏
六人部是香
山城國向日神社の祠官、鷲神舍と號す。
八〇三に力た神を祀り、信仰と久花書を氏
氏神氏子といふ方面から、國民の神社崇敬を力説して、敬神崇祖
類筋ともいふべき思想であるが、平田篤胤の名著「玉だすき」には專
の信念を發揚し、其の門人六人部是香は「產須那社古傳抄」と其の解
説書たる「產須那社古傳抄廣義」に於いて、產土の神即ち氏神の神徳
と氏子の日常生活から幽顯に亘る精神的生活とに及ぶまでの關係を詳説して、國民の氏神の社に對し天神地祇に對する信仰を強
調してゐる。

氏神の尊崇

氏神氏子の思想は、延いて一君萬民の國體觀念を涵養し、神宮を中心とした氏神の尊崇は自ら國本を無疆に培ふ所以であるから
して、國がらや家がらや人がらと共に土地がらを重んずる我が國の一般教化乃至學校教育に於いては、極めて重要な現象である。明治維新後の神社行政に於いて、神社と氏子との關係を緊密ならしめる必要を認めて、明治四年七月、氏子調及び守札の儀を定めて、氏子の中に出産者の有つた場合には、直に其の旨を氏神に届出させ、それによつて氏子札を授與することとしたのであつたが、其の制は久しうして中絶し、明治中年以降、神社の崇敬が其の行政と共に弛緩した時分に在つては、各地とも、鎮守の社を中心とする神事風俗も、又神社に傳はる特殊神事も、漸次衰微に傾きつゝあつたが、近年その頽勢を挽回し、府縣社以下の神社は勿論、官國幣社に在つても、其の土地々々に對しては、氏神氏子の



森の鎮守

して、國がらや家がらや人がらと共に土地がらを重んずる我が國の一般教化乃至學校教育に於いては、極めて重要な現象である。明治維新後の神社行政に於いて、神社と氏子との關係を緊密ならしめる必要を認めて、明治四年七月、氏子調及び守札の儀を定めて、氏子の中に出産者の有つた場合には、直に其の旨を氏神に届出させ、それによつて氏子札を授與することとしたのであつたが、其の制は久しうして中絶し、明治中年以降、神社の崇敬が其の行政と共に弛緩した時分に在つては、各地とも、鎮守の社を中心とする神事風俗も、又神社に傳はる特殊神事も、漸次衰微に傾きつゝあつたが、近年その頽勢を挽回し、府縣社以下の神社は勿論、官國幣社に在つても、其の土地々々に對しては、氏神氏子の

義 氏神氏子の意

思想を濃やかならしめてゐることは、誠に留意すべき現象である。大正時代からして、神前に於ける結婚式が盛んになりつゝある傾向に加へて、氏子の間に於ける七五三の宮参り、入學卒業の奉告式、各種團體の社頭參拜、或は氏神に對する記念事業等の盛んになりつゝある情勢の見えるのは國民思想上、深く悦ぶべき事實である。

氏神といふ語は、古い文獻には氏族の祖神を意味する氏の神としての氏神といふ文字が割合に多く出てゐるのであるが、其の氏神として齋きまつる多くの例を考察してみると、却つて今日のやうに、土地の關係を以て氏神と仰いだ場合も少くないやうであつて、其の生活するところの土地に對する親しみと、其の協同生活の間に生ずる親しみとが、神の御稜威に對する信仰からして、自然に其の部落一族の祖先神といふ意識を發達させたものと思はれる。それ故、氏神の氏といふ語についても、うみぢ(産み血)又はいづ(出自)

といふ意だといふ説もあるが、うち(内)といふ説も有力である。勿論、古代のやうに一族一部落の協同生活の緊密に行はれた上古に在つては、生み血といふも内といふも、自らに一致し易い意識であるから、餘り際やかに其の年代的區別は施し得ないものであると思はれる。何れにしても、氏族意識と郷土意識とが容易く結合するところに、氏神氏子といふ自治的意識が斯やうに自然の發達を促したものに違ひない。それ故、此の意識を根柢とした神社崇敬の思想を教養指導することは、郷土風教の淵源を深くし、協同一致の美風を厚くする所以である。

斯やうな事實からして、氏子は常に其の氏神即ち產土神を奉齋しつゝ、其の國民生活の地盤に血縁的、郷土的情操を築き固め養ひ育てゝゐることが知られるのであつて、神社行政の上からも、國民教育の上からも、誠に重要な問題であることが認められるのであ

る。今日の制度に在つては、神社の鎮座地に接する一定の區域を氏子區域と呼び、こゝに居住する日本臣民を總べて氏子と稱してゐる。若し其の鎮座地を離れた氏子區域が存する場合は、そこに住む者を飛地氏子と呼んでゐる。即ち何れの場合に在つても、或る神社の氏子區域に居住する者は皆その神社の氏子なのである。ただ氏子の義務や權利を行ふ場合の取扱としては、その單位を一人々々に置かずして一戸々々の上に採るからして、狹義には、氏子區域内に住所を有する戸主若しくは竈主を云ふのである。即ち家族的制度の關係からして、其の戸主や竈主が代表の位置に在るのである。



式植田御祭例社神智那野熊

氏子と崇敬者

此の氏子が他の土地に移住して、其の地の神社の氏子區域内のとなれば、やがて其の神社に對する氏子と爲るのであるが、其の以前の居住地に於ける神社に對する尊信敬慕の念からして、到底他の神社と同一に考へられない情緒が存する。此の場合は其の舊居住地の神社に對して崇敬者といふ關係に立つこととなるのである。以前の居住地が懷かし味の深い生れ故郷である場合、此の崇敬者の心には依然として氏神氏子の思ひ出の消え難いのが常である。氏子は其の氏神の社の奉仕維持に關して一定の義務を有し、崇敬者は此の義務が好意的のものであるが、其の尊信の念には極めて厚い場合が少くない。崇敬者には土地の關係よりも寧ろ祭神の性質等に由るものが多い。崇敬者の單位は氏子と異なつて一人々々に在る。

氏子は一般に神社の基礎として重要な勤めを有するからして、

殊に府縣社以下の神社のやうに其の成立、現状共に地方民間の精神的、經濟的奉仕に待つところの多い神社に在つては、氏子が深く氏神を尊奉し、善く其の神事の興行と神徳の發揚とに協力することは、之を地方的に觀ても、將た國家的に考へても、極めて重大な意義を存するのである。明治十五年一月、内務省から各府縣に發せられた左の通達は、自ら此の點を闡明するものである。

各町村鎮座氏神ノ儀ハ、其土地ニ就キ從前一定ノ區域有之儀ニ付、各自ノ信否ニ任セ猥ニ去就スベキモノニ無之候條、町村分合等ニヨリ不得止場合有之、甲社ノ氏子一部落舉テ乙社ノ氏子ト相成節ハ、甲乙社神官氏子協議ノ上、雙方連署爲届出、明細帳引直ノ儀當省ヘ可申出。此旨相達候事。

但雙方協議不整節ハ受理スペカラザル儀ト心得ベシ。

斯やうな事情からして、遠く海外に在る同胞が或は神宮の御神

靈を始めとして、其の故郷に鎮座したまふ大社のお守札を祭つて、遙に母國を懷ひ、又近來、滿洲の原野に内地の一部落舉つて移住するに當り、氏神の御分靈を奉じて其の開拓の御守護を祈り、親しく大陸の一隅に郷土の產土神に奉仕しつゝ、國運の興隆に貢獻しようとする事例の屢々報道せられることは、又以て時代の感激を傳へるものといへよう。

氏子は素より其の氏神を崇敬して、其の祭祀を擧げ、常に其の維持經營を奉仕するところの義務を有してゐるからして、氏子總代を選んで、神職を扶け、神徳の發揚に直接助力せしめることとなつてゐる。氏子總代は普通三名以上の定めで、氏子中の德望高き人のうちから之を選定し、一方、氏子を代表すると同時に、一方よく神職と協力して、神社の興隆に貢獻すべきものである。其の神社に奉仕する神職に在つても亦、善く神明に奉仕すると同時に、常に其

神社と宗教

の郷土に奉仕して氏子の康福を増進すべく、立信盡誠の努力を惜しんではならぬ。斯くして神職、氏子相待つて、國運の發展乃至郷土の進歩に寄與するならば、神社存立の本義は勿論、其の崇敬に基づく教化的、精神的作用も、ますく之を發揮することが出来よう。崇敬者に在つても、氏子總代に徵つて、其の總代を選出することが出来る。而して崇敬者の多い場合は、多く講社を組織して、其の神社との關係を密接ならしめてゐる。

我が國の神社は、是まで述べて來たやうに、其の歴史は遠く神代に溯り、其の基礎は深く人情に根ざしてゐるのであつて、伊弉諾尊、伊弉冉尊二柱の神が天神の命を承けて、八尋殿を建て、次々に島々國々を生み、多くの神々を生みなし給ひ、以て國家の修理固成を爲されたやうに、日本國民は夙に郷土愛と家庭愛とを基調として、國家生活を營み、各地方の開拓に勤しみつゝ、其の氏神を祭り、其の產

土の社を崇めて來たのである。而して國家も廣く此の神社を尊崇し、國民も互に各地の神社を尊信して、其の朝野の崇敬も、上下の尊信も、専ら寶祚の無窮國運の興隆・郷土の繁榮・長上の無異家族の幸福に其の中心を見出し、神ながら言舉することもなく、畏き御靈、貴き御力を拜み奉り、祈り奉つて來たからして、そこには特に教義を定めて強ひて教へることもなく、敢へて争ふこともなく、隨つて又宗旨を分つ必要もなく、自ら信否によつて氏子の去就を裁く憂ひもなく、全く日本國民特有の信仰的、道徳的な、且つ生活に即した昔ながらの手ぶりとしての習俗を形成したのである。即ち一定の教團としての宗教を形成することなく、民族的、國家的の信仰的存立を保つて、國民生活各般の力を集注し提供しつゝあるのである。之れ實に日本國民が古來、尊嚴無比の皇室を戴き、包容純眞の特性に富む民族性を根柢として、國家的活動と郷土の生活とを結

神社祭祀と家庭祭祀

合しつゝ、其の神社に奉仕し、天つ神國の神を崇めて來たからであつて、其の固有の神觀が陰陽不測の神祕觀に基づかず、理智に偏して絶對神に赴かず、たゞ靈異なる力を畏み、尊貴なる長上を崇める人間自然の情操のうちに天神地祇八百萬神を見出し、其の最高至貴の御稜威を天照大神と仰いで、其の現實的な最も尊貴な御稜威を現御神とます天皇に仰ぎ奉つてゐる結果である。

斯やうな事情からして、神社は一面、國家と郷土と深い關係を有してゐると同時に、他の一面には、家族生活と緊密の關係を有してゐる事も、既に前述したところであるが、我が國の家は實に祖先祭祀の道場ともいふべき所であつて、家庭の祭祀が、家の一切の生活の中心として、敬神崇祖の大義を實踐發揚し、其の敬神崇祖の心が一切の道德の根本であるから、そこに自ら種々なる國民道徳の根柢が培育されて行くのである。此の事は篤胤の「玉禪」に反復して

切論してゐる點であつて、八紘一字の理想が八紘を掩うて宇と爲すといふ家族的な情操を基調としてゐる事實に省察して、家庭祭祀の皇道に對する微妙な關係を等閑に附してはならぬのである。我が國の家督相續が位牌と系圖と墳墓とを其の重要な内容として、我が國特有の制度となつてゐる所にも、家庭祭祀の重要性が極めて顯著であると云はねばならない。家庭の祭祀を慎み、祖先の徳澤を感謝する所には、自ら家訓も立ち、家風も揚り、一家の和合もまた一家の繁榮も、自ら其の正しい途を見出すであらう。此の家がらがやがて其の土地がらに反映し、更に其の家族の人がらを磨いて、よく我が國がらの發揚に貢獻するのである。家庭の祭祀は實に神社の祭祀をして内容と意義とを豊かならしめ、神社の祭祀は又自ら家庭の祭祀を感化して、其の内容と意義とを深からしめるのである。

天を摩する樹木の根は深く廣く、聳え立つ家屋の基礎は深く堅いものがある。我が萬邦無比の國體を始として、或は地方々々に於いて淳風美俗が發達し、或は時變に際して日本精神の自覺が全面的に高調して来るのも、其の底づ磐根に、宮柱太しり立て、神社が存在してゐるからである。神國日本の信念を強め、忠君愛國の至情を深め、或は外國異域の信仰や思想や學說をよく攝取し包容して、之を日本化する日本精神の精髓を發揚し、更に又、團結心の鞏固な皇國の軍隊に於ける統一性を教養し、日本國民をして知らず識らずの間に、宗教的情操や愛郷的情操を培育せしめる本源的、根本的な訓練は實に神社に於いて行はれてゐるのであつて、底づ磐根に宮柱太しり立て、高天原に千木高知りて、天神地祇の鎮座したまひ、忠臣烈士の英靈の鎮まり坐し給ふところ、皇國日本の高く深い姿が築かれ、神ながら言舉せぬ國の奉仕的精神が磨かれてゐる新秩序建設の基本なのである。

神社讀本畢

天の下の政神事を先とせられし事

職員令に、神祇官をもろ／＼の官のはじめに、先づ擧げて、それが次に太政官を擧げられたり。延喜式も、同じくはじめに神祇式、次に太政官式なり。後の世ながら、北畠ノ准后の職原鈔も、令にならひて、ついでれたり。そもそもよろづの事、さばかり唐の國ぶりをならひ給へりし御世にしも、かく有りしは、さすがに神の御國のしるしにて、いとも／＼尊く、めでたきわざになむ有りける。世の中は何につけても、此こころばへこそあらまほしけれ。——本居宣長（玉かつま卷六）

附

錄

- 一、神宮及官國幣社一覽
- 二、神社參拜 唱歌
- 三、家庭祭祀の行事作法

附錄
一、神宮及官國幣社一覽

(昭和十八年十月一日現在)

二二六

宮一名	祭日	神	祭日	鎮座地
皇大神宮	天照坐皇大御神 〔相殿神〕天手力男命	十月十七日	三重縣伊勢國宇治山田市	
豐受大神宮	豐受大御神 〔相殿神〕萬幡豐秋津姬命	十月十六日	三重縣伊勢國宇治山田市	
荒月讀宮	天照坐皇大御神荒御魂	十月十七日	三重縣伊勢國宇治山田市	
月讀荒御魂宮	月讀尊荒魂	十月十九日	三重縣伊勢國度會郡瀧原町	
伊佐原並宮	伊弉諾尊	十月十九日	月讀宮域內	
瀧原並宮	伊弉冉尊	十月十九日	月讀宮域內	
伊佐奈彌宮	皇大神御魂	十月二十三日	三重縣伊勢國度會郡瀧原町	
瀧原並宮	皇大神御魂	十月二十三日	月讀宮域內	
伊日新宮	皇大神御魂	十月二十五日	三重縣志摩國志摩郡磯部村	
瀧原並宮	皇大神御魂	十月二十五日	月讀宮域內	
瀧原並宮	皇大神御魂	十月二十五日	皇大神宮域內	

倭姬宮	倭姬命	十月二十五日	三重縣伊勢國度會郡四鄉村
豐受大神宮別宮	豐受大神荒御魂	十月十六日	豐受大神宮域內
多賀宮	大土乃御祖神	十月十九日	三重縣伊勢國度會郡瀧原町
月夜見宮	月夜見尊、月夜見尊荒御魂	十月十九日	月讀宮域內
風宮	級長津彥命、級長戶邊命	十月二十五日	三重縣志摩國志摩郡磯部村

官國幣社一覽

社名	祭神	祭日	列格年月日	鎮座地
平野神社	玉依姫命、賀茂健角身命	五月十五日	明治四年五月十四日	京都府山城國京都市上京區
松尾神社	品陀別命、息長帶姬命、比賣神	五月十五日	同	上賀茂同
石清水八幡宮	大山咋命、中津島姫命	五月十五日	同	同
賀茂別雷神社	今木神、久度神、古開神、比咩神	同	同	同
賀茂御祖神社	同	同	同	同
松尾神社	同	同	同	同

明治四年五月十四日									
稻荷神社大和神社大神神社									
倭大物主櫛惡玉命	倭大國魂神、八千戈神、御年神	建御賀豆智命、伊波比主命、天之子八根命、比賣神	布都御魂劍	四月十五日	四月一日	四月九日	四月九日	同	倉稻魂神、猿田彥命、大宮女命
安房神社	水川神社	丹生川上神社	龍田神社	廣瀬神社	春日神社	石上神社	大和神社	大神神社	稻荷神社
天太玉命	須佐之男命、大己貴命、稻田姫命	天御柱命、國御柱命	高禖神、罔象女神、闇禪神	若宇迦賣命	天御柱命、國御柱命	高禖神、罔象女神、闇禪神	天御柱命、國御柱命	天御柱命、國御柱命	天御柱命、國御柱命
八月十日	三月十六日	九月九日	六月三十日	八月十三日	二月一日	四月四日	四月四日	四月四日	四月四日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
明治四年五月十四日									
上社 中社 下社 十月八日 十一月一日 十二月一日									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									
同									

附

錄

沙別命、日本武命、帶中津
息長帶姬命、譽田別命、
姫命、武內宿禰命

九月四日

明治四年五月十四日國幣中社ニ
同二十八年一月四日同中社ヨリ
昇格

福井縣越前國敦賀郡敦賀市
曙

宮 阿 多 月 樺 臺 吉 宗 札 建 淺 鶴 鹿 氣
蘇 賀 山 太 灣 野 像 幌 部 間 戸 兒 比
崎 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神
宮 社 社 社 社 宮 社 社 社 宮 宮 宮

伊奢沙別命	日本武命	豐姬命	彥命	天高彥穗々出見命
息長帶姬命	譽田別命	武內宿禰命	中津	
都姬命	市杵島姬命	多岐理姬命	彥名神	
後醍醐天皇	少彥名命	大國魂神	大己貴神	木花咲耶姫命
月讀命	少彥名命	少彥名命	少彥名命	日本武命
伊弉那岐命	大己貴命	大國魂命	大國魂命	彦命
伊弉那美命	少彥名命	少彥名命	少彥名命	豐姬命
健磐龍命	少彥名命	少彥名命	少彥名命	彥命
應神天皇	少彥名命	少彥名命	少彥名命	天高彥穗々出見命

九月四日 八月十五日
二月一日 十一月四日
四月十五日 六月十五日
十一月十五日 七月二十七日
十月二十八日 八月二十三日
七月十五日 四月二十二日
七月二十八日 八月十五日

福井縣越前國敦賀郡敦賀市
鹿兒島縣大隅國姶良郡隼人
町
宮崎縣日向國南那珂郡鶴戶
村宮浦
靜岡縣駿河國富士宮市大宮
櫻ヶ丘
滋賀縣近江國栗太郡瀬田町
神領
北海道石狩國札幌郡圓山町
福岡縣筑前國
宗像郡 田島村田 路
大島村 大島
奈良縣大和國吉野郡吉野町
吉野山
臺灣臺北州臺北市大宮町
樺太豐原市南豐原
山形縣羽前國
東田川郡 立谷澤村
立谷澤
與村川代
滋賀縣近江國犬上郡多賀村
多賀
熊本縣肥後國阿蘇郡宮地町
箱崎
福岡縣筑前國福岡市箱崎町
箱崎

(扶餘神宮)

應神天皇、齊明天皇、天智天皇
神功皇后

附

錄

昭和十四年六月十五日創立並列

二二二

朝鮮忠清南道扶餘郡扶餘面

國幣大社

社名	祭神	祭日
氣多神社	大己貴命	四月三日
大山祇神社	大山積神	四月二十二日
高良神社	高良玉垂命	十月十三日
多度神社	多度神	五月五日
熊野宮	神祖熊野大神御氣野命	十月十四日
宮代神社	神祖熊野大神御氣野命	十一月十五日
伊谷宮	伊谷宮	十一月十六日
宗良親王	宗良親王	十一月十七日

社名	祭神	祭日
金山彦命	金山彦命	五月五日
大山祇神社	大山祇神	五月五日
高良玉垂命	高良玉垂命	五月五日
大山積神	大山積神	五月五日
高良山	高良山	五月五日
石川縣能登國羽咋郡一ノ宮	石川縣能登國羽咋郡一ノ宮	五月五日
村一ノ宮寺家	村一ノ宮寺家	五月五日
宮浦村	宮浦村	五月五日
愛媛縣伊豫國越智郡宮浦村	愛媛縣伊豫國越智郡宮浦村	五月五日
高良山	高良山	五月五日
三重縣伊勢國桑名郡多度村	三重縣伊勢國桑名郡多度村	五月五日
島根縣出雲國八束郡熊野村	島根縣出雲國八束郡熊野村	五月五日
宮田町	宮田町	五月五日
岐阜縣美濃國不破郡宮代村	岐阜縣美濃國不破郡宮代村	五月五日

社名	祭神	祭日
金刀比羅宮	金刀比羅	五月五日
大山祇神社	大山祇	五月五日
高良玉垂命	高良玉垂命	五月五日
大山積神	大山積	五月五日
高良山	高良山	五月五日
石川縣能登國羽咋郡一ノ宮	石川縣能登國羽咋郡一ノ宮	五月五日
村一ノ宮寺家	村一ノ宮寺家	五月五日
宮浦村	宮浦村	五月五日
愛媛縣伊豫國越智郡宮浦村	愛媛縣伊豫國越智郡宮浦村	五月五日
高良山	高良山	五月五日
三重縣伊勢國桑名郡多度村	三重縣伊勢國桑名郡多度村	五月五日
島根縣出雲國八束郡熊野村	島根縣出雲國八束郡熊野村	五月五日
宮田町	宮田町	五月五日
岐阜縣美濃國不破郡宮代村	岐阜縣美濃國不破郡宮代村	五月五日

社名	祭神	祭日
金刀比羅宮	金刀比羅	五月五日
大山祇神社	大山祇	五月五日
高良玉垂命	高良玉垂命	五月五日
大山積神	大山積	五月五日
高良山	高良山	五月五日
石川縣能登國羽咋郡一ノ宮	石川縣能登國羽咋郡一ノ宮	五月五日
村一ノ宮寺家	村一ノ宮寺家	五月五日
宮浦村	宮浦村	五月五日
愛媛縣伊豫國越智郡宮浦村	愛媛縣伊豫國越智郡宮浦村	五月五日
高良山	高良山	五月五日
三重縣伊勢國桑名郡多度村	三重縣伊勢國桑名郡多度村	五月五日
島根縣出雲國八束郡熊野村	島根縣出雲國八束郡熊野村	五月五日
宮田町	宮田町	五月五日
岐阜縣美濃國不破郡宮代村	岐阜縣美濃國不破郡宮代村	五月五日

社名	祭神	祭日
倉宮	倉	八月二十日
良親王	良親王	八月二十日
懷良親王	懷良親王	八月二十日
建御賀豆智命	建御賀豆智命	八月二十日
之子八根命	之子八根命	八月二十日
比賣神	比賣神	八月二十日
大若子神	大若子神	八月二十日
小若子神	小若子神	八月二十日
酒解子神	酒解子神	八月二十日
天照大神	天照大神	八月二十日
素戔鳴尊	素戔鳴尊	八月二十日
葦原道眞朝臣	葦原道眞朝臣	八月二十日
葦原道眞朝臣	葦原道眞朝臣	八月二十日
尊良親王	尊良親王	八月二十日
恒良親王	恒良親王	八月二十日
底津綿津見命	底津綿津見命	八月二十日
上津綿津見命	上津綿津見命	八月二十日
中津綿津見命	中津綿津見命	八月二十日

社名	祭神	祭日
倉宮	倉	八月二十日
良親王	良親王	八月二十日
懷良親王	懷良親王	八月二十日
建御賀豆智命	建御賀豆智命	八月二十日
之子八根命	之子八根命	八月二十日
比賣神	比賣神	八月二十日
大若子神	大若子神	八月二十日
小若子神	小若子神	八月二十日
酒解子神	酒解子神	八月二十日
天照大神	天照大神	八月二十日
素戔鳴尊	素戔鳴尊	八月二十日
葦原道眞朝臣	葦原道眞朝臣	八月二十日
葦原道眞朝臣	葦原道眞朝臣	八月二十日
尊良親王	尊良親王	八月二十日
恒良親王	恒良親王	八月二十日
底津綿津見命	底津綿津見命	八月二十日
上津綿津見命	上津綿津見命	八月二十日
中津綿津見命	中津綿津見命	八月二十日

社名	祭神	祭日
倉宮	倉	八月二十日
良親王	良親王	八月二十日
懷良親王	懷良親王	八月二十日
建御賀豆智命	建御賀豆智命	八月二十日
之子八根命	之子八根命	八月二十日
比賣神	比賣神	八月二十日
大若子神	大若子神	八月二十日
小若子神	小若子神	八月二十日
酒解子神	酒解子神	八月二十日
天照大神	天照大神	八月二十日
素戔鳴尊	素戔鳴尊	八月二十日
葦原道眞朝臣	葦原道眞朝臣	八月二十日
葦原道眞朝臣	葦原道眞朝臣	八月二十日
尊良親王	尊良親王	八月二十日
恒良親王	恒良親王	八月二十日
底津綿津見命	底津綿津見命	八月二十日
上津綿津見命	上津綿津見命	八月二十日
中津綿津見命	中津綿津見命	八月二十日

社名	祭神	祭日
倉宮	倉	八月二十日
良親王	良親王	八月二十日
懷良親王	懷良親王	八月二十日
建御賀豆智命	建御賀豆智命	八月二十日
之子八根命	之子八根命	八月二十日
比賣神	比賣神	八月二十日
大若子神	大若子神	八月二十日
小若子神	小若子神	八月二十日
酒解子神	酒解子神	八月二十日
天照大神	天照大神	八月二十日
素戔鳴尊	素戔鳴尊	八月二十日
葦原道眞朝臣	葦原道眞朝臣	八月二十日
葦原道眞朝臣	葦原道眞朝臣	八月二十日
尊良親王	尊良親王	八月二十日
恒良親王	恒良親王	八月二十日
底津綿津見命	底津綿津見命	八月二十日
上津綿津見命	上津綿津見命	八月二十日
中津綿津見命	中津綿津見命	八月二十日

社名	祭神	祭日
倉宮	倉	八月二十日
良親王	良親王	八月二十日
懷良親王	懷良親王	八月二十日
建御賀豆智命	建御賀豆智命	八月二十日
之子八根命	之子八根命	八月二十日
比賣神	比賣神	八月二十日
大若子神	大若子神	八月二十日
小若子神	小若子神	八月二十日
酒解子神	酒解子神	八月二十日
天照大神	天照大神	八月二十日
素戔鳴尊	素戔鳴尊	八月二十日
葦原道眞朝臣	葦原道眞朝臣	八月二十日
葦原道眞朝臣	葦原道眞朝臣	八月二十日
尊良親王	尊良親王	八月二十日
恒良親王	恒良親王	八月二十日
底津綿津見命	底津綿津見命	八月二十日
上津綿津見命	上津綿津見命	八月二十日
中津綿津見命	中津綿津見命	八月二十日

社名	祭神	祭日

<tbl_r cells="3" ix="4" maxcspan="1" maxr

國幣中社

社名	祭神	神社	祭日	列格年月日	備註
敢國神社	敢國津神	木花開耶比咩命	十二月五日	明治四年五月十四日	三重縣伊賀國阿山郡府中村一ノ宮
淺間神社	神社	寒川比古命、寒川比女命	四月十五日	同	山梨縣甲斐國東八代郡一宮
鶴岡八幡宮	神社	寒川比古命、寒川比女命	九月二十日	同	神奈川縣相模國高座郡寒川町宮山一ノ宮
懸神天皇			九月十五日	明治十五年九月十三日 縣社ヨリ昇格	鎌倉市雪之下

住吉神社
吉備津神社
伊太祁曾神社
熊野那智神社
坐摩神社
御上神社
臺南神社
坐神社

附錄

表筒男命荒魂、中筒男命荒魂、底筒男命荒魂	十二月十五日
大吉備津彦命	十一月十八日
大屋毘古命	十月十五日
家津御子神、熊野速玉神、熊野夫須美神	七月十四日
天之御影命	五月十四日
龍久親王	十月二十八日
比祇神、福井神、綱長井神、波	四月二十二日

明治四年五月十四日國幣中社ニ
大正三年一月四日同中社ヨリ昇格
明治十八年四月二十二日國幣中社ニ
大正七年九月二十一日同中社ヨリ昇格
明治十八年四月二十二日國幣中社ニ
大正十三年二月十一日縣社ヨリ昇格
大正十四年十月三十一日縣社ヨリ昇格
昭和十一年五月二十一日府社ヨリ昇格

明治四年五月十四日
中社二

三

山口縣長門國下關市楠乃
岡山縣備中國吉備郡眞金町
吉備中山
和歌山縣紀伊國海草郡西山
東村伊太祁曾
同 同 東牟婁郡那智町市
野々
滋賀縣近江國野洲郡三上村
三上
臺灣臺南州臺南市南門町
邊町
大阪府攝津國大阪市東區渡

附錄

官幣小社

國會小社

社名	祭神	年月日	地
小砥鹿神社	大己貴神	五月四日	愛知縣三河國蟹飯郡一宮村
小國神社	國神	四月十八日	明治四年五月十四日
水無神社	神	九月二十五日	明治六年六月十三日
水無神社	神	明治四年五月十四日	岐阜縣飛驒國大野郡宮村

卷之三

岩手縣陸中國勝浦郡水澤町

山形縣羽前國東田川郡于向

秋田縣羽後國秋田市寺内晃

鳥取縣伯耆國西伯郡大高村

石見國安濃郡川合村川

宮崎縣日向國見湯郡都農町

104

104

卷之三

京城神社	龍頭山神社	大邱神社	平壤神社	伊奈波神社	倭文神社	尾張太國靈神社	建葉槌命	五十瓊敷入彦命	天照大神、國魂大神	天照大神、國魂大神	天照大神、國魂大神	昭和十一年八月一日	
臺中神社	新竹神社	江原神社	千栗八幡宮	雄山神社	穗高神社	千栗八幡宮	雄山神社	穗高神社	天照大神、仲哀天皇、神功皇后	天照大神、仲哀天皇、神功皇后	天照大神、明治天皇、國魂大神	十月二十八日	
能久親王、大國魂命、大己貴命、少彥名命	能久親王、大國魂命、大己貴命、少彥名命	素盞鳴尊、天照大神、明治天皇、國魂大神	昭和十五年十一月一日 千栗八幡宮ト改メ同	昭和十二年五月十五日 同	昭和十二年五月十五日 同	昭和十二年五月十五日 同	十月十六日						
昭和十七年十一月二十五日 縣社ヨリ昇格	昭和十七年十一月二十五日 縣社ヨリ昇格	昭和十七年十一月二十五日 縣社ヨリ昇格	昭和十六年十月一日 同	昭和十二年五月十五日 同	昭和十二年五月十五日 同	昭和十二年五月十五日 同	十月二十八日						
七日 縣社ヨリ昇格	七日 縣社ヨリ昇格	七日 縣社ヨリ昇格	臺灣新竹州新竹市客雅	朝鮮全羅南道光州府龜岡町	佐賀縣肥前國三養基郡北茂安村	富山縣越中國中新川郡立山村	長野縣信濃國南安曇郡德高町	愛知縣尾張國中島郡稻澤町	鳥取縣伯耆國東伯郡舍人村	岐阜縣美濃國岐阜市伊奈波通一丁目	平安南道平壤府慶上里	慶尚南道釜山府達城町	龍頭山神社
臺灣臺中州臺中市新高町	臺灣臺中州臺中市新高町	臺灣臺中州臺中市新高町	朝鮮江原道春川郡春川邑	朝鮮全羅南道光州府龜岡町	佐賀縣肥前國三養基郡北茂安村	富山縣越中國中新川郡立山村	長野縣信濃國南安曇郡德高町	愛知縣尾張國中島郡稻澤町	鳥取縣伯耆國東伯郡舍人村	岐阜縣美濃國岐阜市伊奈波通一丁目	平安南道平壤府慶上里	慶尚南道釜山府達城町	龍頭山神社

四

別格官幣

社

(祭日欄中印ヲ附シタルモノハ例外)

（社派遣ノ社ナリ）

社名	神體	祭日	年月日	墓地
談山神社	藤原鎌足朝臣	十一月十七日	明治七年十二月二十二日	奈良縣大和國磯城郡多武峯村多武峯
護王神社	和氣清麿朝臣、和氣廣蟲	四月四日	同	京都府山城國京都市上京區櫻町
小御門神社	菊池神社	四月二十九日	明治十五年六月十四日	千葉縣下總國香取郡小御門村名古屋
湊川神社	菊池武時、菊池武重、菊池武光	五月五日	明治十一年一月十日	熊本縣肥後國菊池郡隈府町
名和長年	楠正成朝臣	五月十二日	明治五年四月二十九日	兵庫縣攝津國神戸市湊東區多聞通
阿部野神社	北畠親房、北畠顯家	五月七日	明治十一年一月十日	鳥取縣伯耆國西伯郡名和村
源流	明治十五年一月二十四日	五月二十四日	明治十五年一月二十四日	大阪府攝津國大阪市住吉區北畠西一丁目
結城宗廣	八月二十五日	八月二十五日	明治九年十一月七日	福井縣越前國福井市岩船町足羽山
贈正一位大江元就	五月一日	昭和十五年一月二十四日	明治十五年十二月十五日	三重縣伊勢國津市八幡町藤方
平信長朝臣	十月一日	明治八年四月二十四日	明治六年八月十四日	山口縣周防國山口市上宇野令野田
豊建國神社	明治六年八月十八日	明治六年六月九日	明治六年六月九日	京都府山城國京都市上京區大路正而茶屋町
源家康朝臣	六月一日	同	同	同
豊建國神社	七月一日	同	同	同
源家康朝臣	七月一日	同	同	同
豊建國神社	九月十八日	同	同	同
源家康朝臣	六月一日	同	同	同

治十二年六月四日東京招魂社
同上

明治十八年四月二十二

卷之三

明治十八年十月十日

明治三十一年五月一日

卷之三

四

一
日
治
二
十三
年
十一
月
二

明治三十五年四月二十日

三

卷之三

正四年十一月十日縣

和三年十一月十日村

ミリテ格

和八年九月二十八日

和九年四月二十日

和十八年九月二十日

卷之三

11

神宮及官園幣社一覽

二、神社參拜唱歌

全國神職會制定
昭和七年七月十三日文部省検定済
師範學校、中學校、高等女學校音樂科
等小學校唱歌科教師用及兒童用教科書

一、この靜宮に鎮まりて
常磐堅磐に守ります

二、おほみたからと名におへる

千代萬代にめぐみます

三、この大前に額づきて
たゞひとすぢに祈るなる

すめらみかどのみさかえを
神のみいつのたふとしや

大和島根の國民を

みたまのふゆのかしこしや
君と民とにさちあれと
わが真心をきこしめせ

神社參拜唱歌

全國神職會制定
東京音樂學校作曲

1. ご カ ノ レ ブ ト ト や ら て 二
2. お カ ノ レ ブ ト ト カ マ ハ ト ト
3. ご カ ノ レ ブ ト ト カ マ ハ ト ト
ス タ ト ト タ ム ト ノ ト ト ト ト
ト ト ト ト タ ム ト ノ ト ト ト ト
ト ト ト ト タ ム ト ノ ト ト ト ト
ト ト ト ト タ ム ト ノ ト ト ト ト
カ フ ナ ノ マ ト ト イ フ ロ ノ ト
ト ト ト ト タ フ ニ フ ト ト ト ト

三、家庭祭祀の行事作法

皇典講究所制定

神棚奉安の仕方

神棚は、なるべく朝夕の奉仕に不便でなく、而かも、清淨なる場所に設け、皇大神宮の大廟、氏神、其の他、諸神社の神札等を奉齋するのを通例と致します。

神棚の大きさは、適宜に致し、其の前面には、注連繩を引き、左右に神を立て、燈具を備へます。又、神棚に奉安の御官形の正面に鏡を据ゑ、左右に眞榾を立てるなど、神棚の大小、御官形の様式等に従つてそれゝ、裝飾の例もあります。

御官形

神明造の様式にかたどつた神明形や、神社の社殿の前面にならつた片屋根形や、又は、長方形の箱形の前面に、屏や高欄などを取附けた箱宮形などがあります。

注連繩

藁（又は眞菰）を左綱にし、紙垂の數に應じて、所々に藁の端を垂れるやうに作ります。（藁の端の垂れぬのあります。）

通例、向つて右より懸け始め、本（綱始め）末あるものは、本を向つて右にして懸けます。

注連繩に附ける紙垂の作り方は、注連繩に應じて大小種々ありますが、一例を申せば、春書、美濃紙、半紙等、一枚の紙を横二つに切り放ち、更に、縦四つに切り放ちたものを一枚とし、之を縦四つに折り、折目通りに、紙の丈の三分の二を、上下交互に切り、それを二枚づゝ重ねて、向つて左の方より、順次に手前に折り、上の端を注連繩に挿み、又は、紙捻で結び附けるのであります。附ける數は、二垂、四垂、八垂などを例と致します。

神饌

神前の左右に、適宜の大きさに、井桁形の粧を作り、それに立てます。また、粧の代りに、素焼製の花立等を用ひます。

又、眞榾と申して、左右共に五色の絹を垂れ、更に、向つて右には、鏡及び玉を懸け、向つて左には、劍を懸ける例があります。

五色の絹は、青、黄、赤、白、黒（又は紫）と、上位より、順次に垂れ、鏡は、裏に眞紅の紐を通して懸け、（或は大和錦の袋に納れて懸け）玉は、水晶、瑪瑙、硝子、木等にて作つた曲玉・管玉・切子玉などを、眞紅の紐で貫きて懸け、劍は、大和錦の袋に納れて懸けます。

鎧

臺に立てる所以あります。大きさは、神棚、または、御官形の大小によつて適宜に致します。

燈具

釣燈籠、燈臺、または、雪洞等を用ひます。何れも、左右に相對して備へます。

神饌及供進の仕方

神饌に用ふる品物は、洗米、酒、餅、海魚、川魚、野鳥、水鳥、海菜、野菜、菓、鹽、水などがありますが、特に、飯、強飯、其の他、調理した物を御供へすることもあります。

以上の品々を揃へて御供へする事は、重い祭儀の場合であります。日常の御供には、洗米、（飯）、（酒）、鹽、水などを、用ひるのが通例であります。朔日、十五日、大祭祝日、其の他、家庭行事の場合などには、更に、魚、菜藻等を添へるも宜しいであります。なほ、お初穂と稱へて、隨時、何品に限らず、先づ以て、神前に御供へ致します。

神饌を御供へする時の用具は、酒は瓶子に、洗米、其の他の物は皿に盛り、水は水器に容れ、之を載せる臺には、折敷、又は、三方などを用ひます。

神饌を御供へする仕方は、先づ折敷、三方は、縁の綴ち目の無い方を、神前に向けて御供へするやうに致し、神饌の臺

數が、奇數の場合は、先づ中央、次に左方（向つて右方）、次に右方（向つて左方）と、順次に御供へ致し、偶数の場合は、先づ左方（向つて右方）、次に右方（向つて左方）に、順次に御供へ致すのであります。神饌の品物の中で、魚鳥などのやうに、首尾あるものは、其の首の方を、上位（敬禮の作法中座席の上下の項参照）に向けて御供へ致すのであります。撤下の品物は、鄭重に取扱ひ、苟にも、粗末にならぬやうに致したいことあります。

神 拜 の 作 法

神 拜 の 心 得

神事に關はる場合は、心身を清淨にして、苟にも、弛緩の無いやう、心構ひが第一であります。心得として、一二三の事柄を、次に記述する事に致します。

潔 粔 神事に關はるには、前日（又は當日早朝）より沐浴して、衣服を改め、飲食、言語、行動を慎み、不淨汚穢に觸れないやうに心懸けることであります。

手 水 手を洗ひ、口を漱ぐ（杓水をせず、水を手に受けて漱ぐ）ことを申すのであります。

修 禅 知らず識らずの間に、過ち犯した罪穢を、祓へ清める行事であります。祓を受ける時は、祓詞を申す間、また、大麻、鹽湯の行事中、上體を、稍々前方に屈めて、慎みの意を表します。

服忌の制規 服忌の制規による服喪中の場合は、忌明までは、神事に關はる事を遠慮するのは、古來の重い慣例であります。忌中には、神棚、御宮形の御扉を閉ぢ、又は、其の上に、白紙を貼つて覆ふ事に致します。

敬禮の作法

敬禮には坐禮と立禮とがあり、又、時と所とに従つて、作法にも、自ら一様にまるらぬことがあります。

座席の上下 正中を上位とし、其の左（向つて右）を次とし、右（向つて左）を、更に其の次と致します。

座 捩 會釋、義で、腰を屈めることであります。座を起つ時、座に着く時、列を離れたり、就いたりする時、尊前での進退などの時に行ひます。腰を屈める深浅の程度によつて、小揖、深揖の別があります。

深揖 正坐して姿勢を整へ、上體を前方に屈めるのであります。小揖の場合は、兩手の指先を、膝頭の兩側の邊で軽く座につけ深揖の場合は、兩手を膝頭の前の邊で、左右相對して雙べ、掌を平に伏せます。

立 捩 直立して姿勢を整へ、腰を折つて、上體を前方に屈めるのであります。兩手は、腿の脇か前方につけて、自然に垂れます。

坐 拝 正坐して姿勢を整へ、上體を屈め、背を平らに伏せるのであります。左右の手は、膝の前で、指先の相接する程に、座に伏せ揃へるやうに致します。

立 拝 直立して姿勢を整へ、腰を折つて、上體を前方に屈め、背を平らに伏せるのであります。左右の手は、指先の膝頭に達する程、自然に垂れるやうに致します。

拍 手 兩手を胸の通りで、斜めに、上に向けて正しく合せ、肩の幅程左右に開いて、二度拍ち合すのであります。

再拜拍手 二度拜の作法を行ひ、次に、手を二つ拍つのであります。

兩段再拜 先づ再拜を致し、次に拍手二つ、次に再拜を致すのであります。

平 伏 坐禮の時、上體を伏せることであります。其の伏せたる形は、坐拜の態と同じであります。拜詞奏上、受祓などの時に行ひます。

磬 折 立禮の時、立ちたるまゝ、上體を前方に屈めることであります。坐禮の時の平伏と、同じ場合に行ひます。

陸行 跪(ハギシテ)きたるまゝ進退することで、退く場合は膝退と申します。神前に近い所などで行ふ作法であります。(其の程度凡そ三歩)

進行 神前に向つたまゝ、立禮で後ずさりする作法であります。坐禮の場合には、膝退に續いて行ひます。(其の程度凡そ三歩)

起居進退には、左右上下の別があります。進むには下座の足より進み、退くには上座の足より退き、廻旋をするにも、上座の方に廻るを通例と致します。神前の正中では、進むには左足より進み、退くには右足より退き、廻旋の場合に、神前より自席に復るには、其の席の方に向つて廻るのであります。

神前での起居進退には、坐禮と立禮とによつて、行ふ作法にも、また違ふ所があります。

坐禮の場合は、先づ小揖して座を起ち、進んで神前に設けてある軾(ツブリ)（敷物）の前に至り、立ち留まつて深揖をなし、次に、跪いて軾に膝をかけ三歩程進めて、其の中央に着座して深揖を致します。此の時、玉串の奉奠とか、拜詞の奏上とかの所作があります。畢つて、深揖をなし、膝退を三歩程して、軾を離れて立ち、再び深揖を致します。次に、逆行を三歩程して、廻旋して自座に復つて小揖をするのであります。軾は、略して設けない場合もありますが、作法は、右に準じて行ひます。

立禮の場合、先づ小揖して自席を離れ、進んで神前の正中に立ち留まつて小揖をなし、次に、徐に三歩程進み、再び立留まつて深揖を致します。前記の坐禮の時のやうに所作があり、畢つて、深揖の後、三歩程逆行して立留りて小揖をなし、次に、廻旋して自席に復つて小揖をするのであります。

拜詞奏上の作法

拜詞を奏上するには、坐禮と立禮との場合があります。神前に進み、座に着き、再拜拍手を致し、次に、拜詞を懷中よ

り取出して、己の左側で開き、正面で之を押し合せて深揖をなし、次に、拜詞を左右に開いて、目通りに捧げて奏上致し、終つて、再び、拜詞を正面で押し合せて深揖をなし、次に、前のやうに、左側で巻き納めて懷中し、次に、拍手再拜を致して、神前を退くのであります。立禮の場合も、また、之に準ずるのであります。奏上の拜詞は、奉書等に認め適宜に折り疊んで、豫め懷中してゐます。拜詞を用ひない場合は、再拜拍手の後、浅い平伏（立禮の場合は磬折）の姿勢で詞を誦し、奏上終つて、深い平伏（立禮の場合は磬折）を致し、次に、體を起して拍手再拜を致します。

拜詞の例

掛けまくも畏き、何々大神の御前に、恐み恐みも白さく、大御代の御榮を、常磐に堅磐に齊ひ奉り給ひ、家をも身をも、安^{タラ}かに守り恵み給へと、恐み恐みも白す。

玉串奉奠の作法

玉串を奉奠するには、坐禮と立禮との場合があります。神前に進んで深揖を致し、跪いて膝を進めて着座し、再び深揖をして、玉串の本を神前に向けて、案上に奉奠致します。奉奠の後、再拜拍手を致し、終つて深揖をなし退下するのであります。立禮の場合は、玉串を持ちたるまゝ、神前に進み、深揖を致して玉串を案上に奉奠し、再拜拍手の後、深揖をして退下するのであります。

玉串を持ち持つには、表を上にし葉先を左に、本を右にし、右の手を伏せて本を上より執り、左の手を仰向けて裏より支へ、凡そ、胸の通りに、左高に持つのであります。

玉串奉奠の時、二人以上、同時に拜禮を致す場合は（團體、學生、生徒等の時も、これに準じます）、中一人總代となつて、玉串を奉奠して拜禮し、他の人々は、總代にならつて、共に再拜拍手を致します。列拜の時は、總代の座席の後に進み出るのを正

式と致しますが、多人数の場合とか、場所の狭い時などは、混雑を避けるため、各自、座席に在りながら、斜めに神前に向いて（左右側に在る場合）列拜することもあります。

〔附記〕神社参拜並祭典参列の心得

神社に詣で、正式に参拜を致さうとするには、相當の禮服を着用し、官位、勳等、功、爵等を記した名刺を、社務所に差出し、指定せられた位地に進んで、玉串を奉奠して拜禮を致します。（玉串奉奠の作法等参照）

祭典に参列の場合は、左記の事柄に留意するを肝要と致します。

相當の禮服を着用すること。

祓所に参着の前に、先づ手水を行ふこと。

祓所に着いては、祓詞を申す間、及び、大祓又は鹽湯の行事など、祓を受ける間は、浅い平伏（立禮の時は磬折）を致すこと。

神殿の開扉、又は、閉扉（或は降神・昇神）の時は、警蹕の聲と共に、諸員一齊に、深い平伏（立禮の時は磬折）を致し、警蹕の聲終らば、上位の者より、順次に起揚がること。

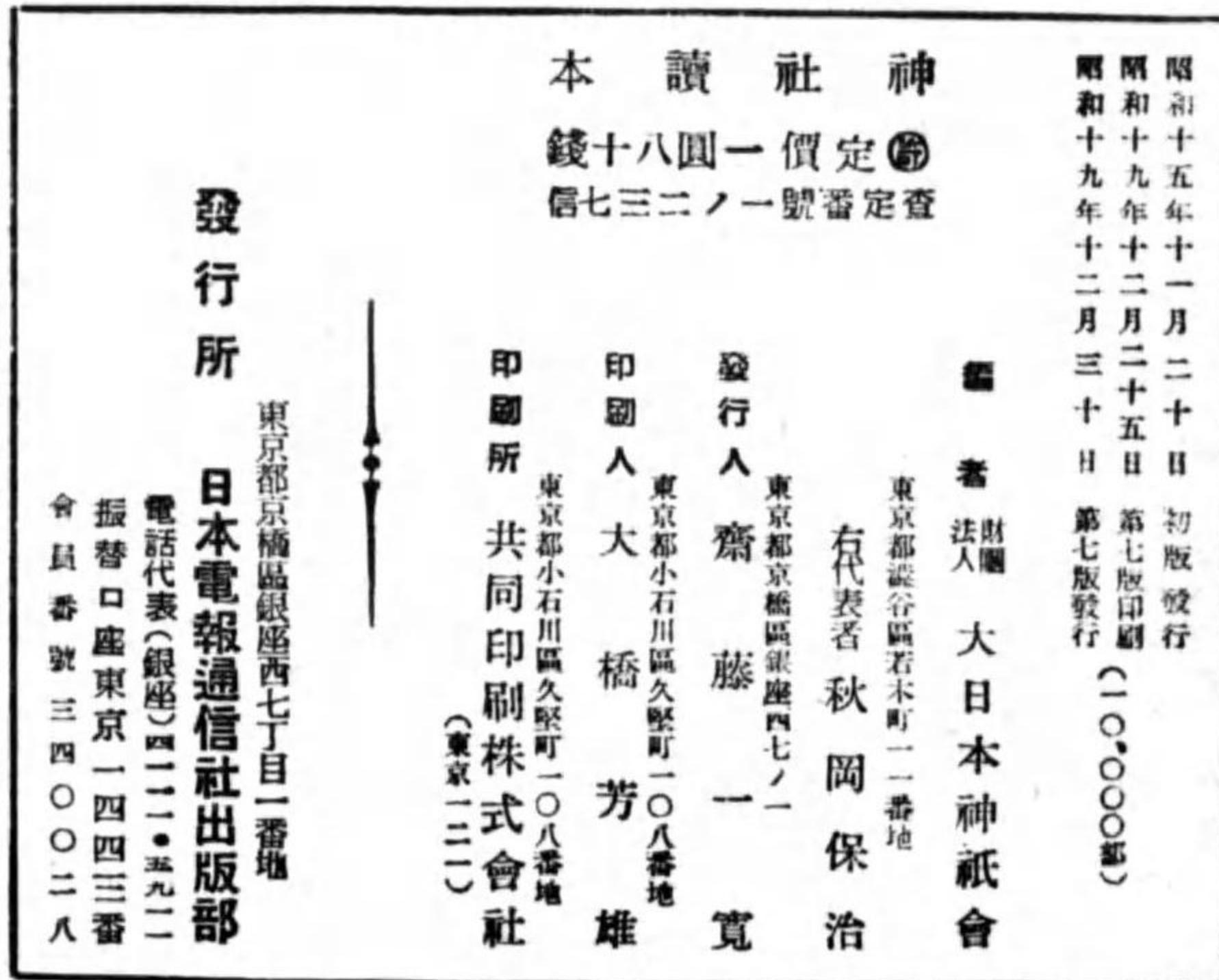
御幣物の通過の時は、捧持者が、己の前を、三歩程通過する間、浅い平伏（立禮の時に磬折）を致すこと。

祝詞奏上の時は、祝詞の聲を聞くと同時に、諸員一齊に、深い平伏（立禮の時は磬折）を致し、奏上終らば上位の者より、順次に起揚がること。

神饌の獻撤、玉串の奉奠などの時は、特に、靜肅を旨として、私語や中座など致さぬこと。



【書圖薦推省部文】 出版會承認う100041號



配給元

日本出版配給統制株式會社

發行所 日本書報通信社出版部
電話代表(銀座)四二一・五九二一
振替口座東京一四四三番
會員番號三四〇〇二八

東京都京橋區銀座西七丁目一番地



20.3.10



終

行發・社信通報電本日・京東